

第四十回 参議院商工委員會議録第十三号

二〇六

昭和三十七年三月二十日（火曜日）

午後一時二十五分開会

出席者は左の通り。

委員長 武藤 常吉君
理事 赤間 文三君
小田 幸弘君
中田 吉雄君
牛田 寛君

委員

上原 正吉君
大泉 寛三君
川上 為治君
岸田 幸雄君
小林 英三君
吉武 恵市君
近藤 信一君
吉田 法晴君
田畑 金光君
加藤 正人君

衆議院議員

衆議者 岡田 利春君
田中 武夫君

國務大臣

國務大臣 川島正次郎君
政府委員 小平 久雄君
公正取引委 佐藤 基君
員会委員長 田中 正巳君
北海道開発 木村 三男君
北海道開港 菅 太郎君
経済企画 菅 太郎君
総務次官 菅 太郎君

總理府總務長官

北海道開港 木村 三男君
北海道開港 菅 太郎君
経済企画 菅 太郎君
総務次官 菅 太郎君

第九部 商工委員會會議録第十三号

昭和三十七年三月二十日【参議院】

通商産業 大川 光三君
政務次官 島田 喜仁君
通商産業省 川出 千速君
通商産業省 大堀 弘君
通商産業省 有馬 英治君
中小企業庁長官 大堀 弘君
運輸政務次官 有馬 英治君
事務局長 小田橋貞寿君
常任委員 小田橋貞寿君
會專門員 佐藤 光夫君

説明員

運輸省鉄道監督 佐藤 光夫君
局民営鉄道部長

本日の會議に付した案件

○石炭鉱業安定法案（衆議院送付、予備審査）
○自販車競技法等を廃止する法律案（衆議院送付、予備審査）
○競輪等の廃止に伴う特別措置に関する法律案（衆議院送付、予備審査）
○下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律案（内閣送付、予備審査）

○北海道地下資源開発株式会社法の一部を改正する法律案（内閣提出）
○中小企業団体の組織に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）

○理事（岡田利春君） それでは、まず石炭鉱業安定法案を議題とし、衆議者より、提案理由の説明を聴取いたします。衆議院議員岡田利春君。

○理事（岡田利春君） それでは、まず石炭鉱業安定法案を議題とし、衆議者より、提案理由の説明を聴取いたします。衆議院議員岡田利春君。

○理事（岡田利春君） それでは、まず石炭鉱業安定法案を議題とし、衆議者より、提案理由の説明を聴取いたします。衆議院議員岡田利春君。

急激な消費構造の変化に対応して、今日、最も強く石炭産業に求められているものは、その構造的な欠陥を抜本的に解決することであり、従来の整備計画に加えて新たに昭和三十七年度から三十九年度で六百二十万トンを追加整備するよう、政府の合理化計画で、石炭危機が打開できるとするならば、これはあまり安易な政策といわざるを得ません。というよりむしろ、ますます石炭産業を混迷状態に追い込むことは明らかであります。しかも石炭資本は依然として、首切りと大巾な賃金の切り下げ、労働条件の引き下げのための第二会社、租鉱権への分離政策第一連の労働者への犠牲のみを強行する態度を変えていないのであります。石油の自由化を今年秋に控えて、こうした合理化計画は、一そう苛酷な方向へと進もうとしております。このような事態に直面して炭鉱労働者は、石炭政策の転換を要求して、ゼネスト体制を確立し、関係地方自治体はじめ多くの国民がこの闘いを全面的に支援して、政府に総合エネルギー政策の確立、石炭産業の安定を強く迫っているのであります。今こそ、石炭需要を長期に安定させ、しかもコストを切り下げて、雇用は拡大させる政策をとることは今日われわれに課せられた緊急の政治的課題であり、国民の切実な要望にこたえる道であると考えてるのであります。

○理事（岡田利春君） それでは、まず石炭鉱業安定法案を議題とし、衆議者より、提案理由の説明を聴取いたします。衆議院議員岡田利春君。

○理事（岡田利春君） それでは、まず石炭鉱業安定法案を議題とし、衆議者より、提案理由の説明を聴取いたします。衆議院議員岡田利春君。

○理事（岡田利春君） それでは、まず石炭鉱業安定法案を議題とし、衆議者より、提案理由の説明を聴取いたします。衆議院議員岡田利春君。

○理事（岡田利春君） それでは、まず石炭鉱業安定法案を議題とし、衆議者より、提案理由の説明を聴取いたします。衆議院議員岡田利春君。

○理事（岡田利春君） それでは、まず石炭鉱業安定法案を議題とし、衆議者より、提案理由の説明を聴取いたします。衆議院議員岡田利春君。

○理事（岡田利春君） それでは、まず石炭鉱業安定法案を議題とし、衆議者より、提案理由の説明を聴取いたします。衆議院議員岡田利春君。

○理事（岡田利春君） それでは、まず石炭鉱業安定法案を議題とし、衆議者より、提案理由の説明を聴取いたします。衆議院議員岡田利春君。

○理事（岡田利春君） それでは、まず石炭鉱業安定法案を議題とし、衆議者より、提案理由の説明を聴取いたします。衆議院議員岡田利春君。

石炭鉱業における雇用吸収率は他産業に比して非常に高く、機械工業とともに今後もその傾向を低めるものではないと見られます。労働市場逼迫という最近の現象があるとはいえ、なお多数の潜在失業者を有し、年々百万人以上もの生産年齢人口の増大するわが国経済において、雇用問題は経済政策の中心課題であり、かかる観点からも石炭鉱業の地位はゆるがせにできないのであります。

このように重要なエネルギー産業である石炭鉱業に対して、わずかな資金融通による細々とした近代化計画や、弱小炭鉱の買いつぶし等の消極策で解決できるほど問題は簡単ではありません。石炭鉱業はすでに資本主義的経営自体に対しても、鋭い改革のメスが加えられねばならない段階にきているのであります。

イギリスにおける炭鉱国有化政策を初め、西欧各国とも公有化その他の特殊な経営形態のもとに、国民経済の拡大発展に寄与させるものであります。こうした世界的な傾向から、ひとりわが国だけがおくれた投げやりな石炭政策を進めることは許されません。

したがって社会党は、今日石炭鉱業が当面している危機を打開し、構造的欠陥を克服して、これを将来のわが国重要エネルギー源としての要請にこたえさせるため、長期的な展望を持った抜本的対策を講ぜんとするものであります。

まず第一に、石炭の生産過程に対するわれわれの基本的な考え方を明らかにしたいと思ひます。わが国の石炭鉱業は稼行の進捗に伴って、採掘地域が漸次深部に移行

し、坑道の維持、通気、排水運搬等の経費が増加するため生産費の増大を認めております。これを最小限度に食い止め、さらに高炭価問題を解消するためには、合理的、計画的な開発を行なつて炭鉱の若返り策が講ぜられねばなりません。

生産体制の集約化そのための前提条件であります。前近代化的な古い生産機構である炭鉱の独占はすみやかに排除し、炭鉱の整理統合を断行して、炭鉱を適正規模に再編成することが最も肝要であります。さらに休眠炭鉱の解放も行なわれねばなりません。これらの諸課題は業者間の自主的解決では不可能であり、法の強制力を必要とするものであります。

第二は、流通過程における整備の問題であります。

石炭の流通機構は昭和年代になってからだけでも、過剰貯炭を処理するために昭和炭炭株式会社、戦時中の日本石炭株式会社、戦後経済再建のための配炭公社、そして最近では新昭和炭炭等の設立を見ているのであります。このことは単に石炭が重要物資であるためのみでなく、石炭需給関係の調整の困難性を物語るものであります。

需給関係を調整し、価格の安定をはかるためには、流通機構の一元化こそ絶対に必要なのであります。

第三は、石炭の需給を計画化し、その安定の確保をはかることであります。

石炭鉱業はその持つ特性から必然的に需給の計画化を要求いたします。しかもその計画化は長期に進められねばなりません。政府は今日、石炭需要の減退に対して縮小生産の方向をとっているのですが、これでは問題

の高炭価をも解決できないのであります。高いレベルの拡大生産こそ必要なのであります。さらに積極的に新需要の開拓等が講ぜられねばなりません。このためには社会党は固体燃料としての石炭を液体化し、電気やガス等の流体エネルギーに転換して石炭需要の拡大をはからんとするものであります。

以上の見地から、石炭鉱業の当面している危機を打開し、その安定を期するため、本法案を提案する次第であります。

以下本法案の内容を簡単に御説明申し上げます。

第一章、総則は、目的と定義についての規定であります。

石炭鉱業の基幹産業としての重要性にかんがみ、石炭鉱業の継続的安定を期するには、石炭の生産の近代化を推進するとともに、流通機構を整備して、その価格の低下をはかり、その需要を拡大するための諸施策を実施することを目的としたものであります。

第二章は、石炭鉱業近代化計画に関する規定であります。五年ごとに石炭鉱業安定基本計画及び毎年石炭鉱業安定実施計画を定め、政府は実施すべき工事に必要な資金の確保に努めるよう規定したのであります。

第三章は、未開発炭田の開発についての規定であります。石炭資源の開発が十分に行なわれていない地域であつて、石炭鉱業の安定のためにはその開発を急務かつ計画的に行なう必要がある地域を指定し、基本計画に従つて石炭資源の開発計画及び実施計画を定める旨の規定をいたしたのであります。

第四章は、石炭鉱業開発株式会社に関する規定であります。未開発炭田の

開発を目的として石炭鉱業開発株式会社を設立し、政府は常時会社の発行済株式総数の二分の一以上を保有する等のほか、会社設立に伴う所要の規定を設けたのであります。

第五章は、採掘権及び炭鉱の整理統合並びに坑口の開設の制限についての規定であります。炭業権の交換、売り渡し、炭鉱の増減については炭業法に規定するところであり、特に、安定実施計画で定めるところに従つて急速かつ計画的な開発を行なうために炭区の整理統合はきわめて必要であり、政府は適切な措置をとらねばならないとしたのであります。坑口の開設についても許可制をいたしました。

第六章は、需給の安定についての規定であります。

政府は、毎年石炭関係及び学識経験者よりなる石炭鉱業安定会議の意見を聞いて需給計画を定め、その需給計画に基づいて炭業権者、租炭権者に対し生産量の指示をするものとしたのであります。

石炭の需要を増加させるため、都市ガス、火力発電、石炭化学等に対し、資金の確保その他適切な措置をとるべき旨の規定を設けたのであります。

さらに、前述のごとき観点よりして石炭販売の一元化を行なうこととし、それがために石炭販売公社を設け、石炭の一手買い取りを行なうこととしたのであります。しかし石炭販売公社が全生産量を取り扱うことは実際上困難でありますので、炭業権者または租炭権者をしてその販売業務の一部を代行させることとしたのであります。また小口需要については販売業者を指定して、その販売をさせること

といたしたのであります。近代化による生産費の引き下げが価格に反映するために、政府は買取価格及び販売価格を決定することとしたしました。買取価格をもつては石炭の生産費を償ふことができないものにすぎましては価格調整金の制度を設けたのであります。

第七章は、石炭販売公社についての規定であります。

公社の資本金は百億円とし、政府が全額出資することとしたし、役員、業務、会計、監督についてそれぞれ規定を設けました。

第八章は、炭鉱補償事業団についての規定であります。

政府の石炭の需給調整措置の実施に伴い、石炭調整金を含む買い取り価格をもつてしても採算がとれないに至つた炭業権または租炭権者の事業について、採掘権の買取、鉱山労働者に対する救済、炭業等に対する前後措置を講ずるため炭鉱補償事業団を設置することとしたのであります。

これに要する財源としては石炭販売公社からの納付金のほか、国庫補助の道も講じたのであります。

離職する労働者に対しては平均賃金の六十日分を支給すると同時に、未払い賃金については債務者たる採掘権者または租炭権者と炭鉱補償事業団との連帯債務としたのであります。

また損害賠償に関する規定についても必要なる措置を講じました。

第九章は、石炭鉱業安定会議についての規定であります。この安定会議は石炭鉱業安定基本計画並びにその実施計画の決定、採掘権

または鉄道の整理統合、需給計画の決定、生産量の決定、買取価格、販売価格の決定、雇用の安定その他この法律に關する重要事項を調査審議するため、鐵道業者及び租鐵業者、労働者、石炭の消費者、炭鐵所在の地方公共団体を代表する者、学識経験者をもって構成することとしたし、これに關する規定を設けました。

第十章雜則、第十一章罰則といったし、法律施行期日は公布の日から九十日以内に政令で定めることとしたのであります。

以上この法案の概要について説明申し上げた次第であります。

日本社会党といしましては、わが国エネルギー源における石炭鐵業の重要性にかんがみ、石炭鐵業の安定をはかり、もつて国民経済の健全な発展に寄与せんとするため、本法案を提出いたしました次第であります。

議員各位におかれましては何とぞ御審議の上、本法案に賛意を表されんことを切にお願いする次第であります。

○理事(鈴木亨弘君) 本案の質疑は都合により後日に譲ります。

○理事(鈴木亨弘君) 次に、自転車競技法等を廃止する法律案、競輪等の廃止に伴う特別措置に關する法律案、以上二案を一括議題とし、発議者より提案理由の説明を聴取いたします。衆議院議員田中武夫君。

○衆議院議員(田中武夫君) ただいま議題となりました自転車競技法等を廃止する法律案並びに競輪等の廃止に伴う特別措置に關する法律案について、提案者を代表してその提案理由を御説明申し上げます。

まず、自転車競技法等を廃止する法律案について申し述べたいと思ひます。

この法律案は、自転車競技法、小型自動車競技法及びモーターボート競走法を廃止する法律案でありまして、以下法律案提出の趣旨について、その概要を御説明申し上げます。

御承知のとおり、自転車競技法、小型自動車競技法及びモーターボート競走法の三法は、自転車工業及び小型自動車工業等の振興に寄与するとともに、地方財政の健全化を図ることを目的として、射的の事業であります。競輪、オート・レース並びにモーターボート競走を公然と行なうことができるようにした法律であります。しかしながら、三法の立法当初の経緯及び、三法審議中の経過からみましても、限時的性格をもつた臨時措置であることは否定できないと思ひます。

このことは、昭和二十九年六月九日、当該産業の振興に限定せず、広く機械工業の振興をはかることをおもな内容として成立いたしました自転車競技法等の臨時特例に關する法律が、当初一年間の時限法であつたことから言えるところでございます。

しかるに、政府は、今日に至るまで延長に次ぐ延長を重ね、さらに今回、即時廃止を強く叫ぶ世論を無視して、延期案を提案しているものであります。が、このことは立法当初の精神にも反するといふのが、廃止を提案する第一の理由であります。

第二の理由は、これらの一切の射的の事業に対する国民消費は、年に一千億円を越え、年間約百億円が地方財政に寄与し、若干が機械工業の振興費その他に充てられているのが現状であり

ますが、地方財政がこのような不健全な事業に頼らねばならぬことは、好ましくないものであります。また、機械工業の振興にいたしましても、当然の必要な施策でありまして、ギャング収益に依存すべき段階は過ぎたのであります。しかも立法当時の戦災都市復興の目的も、今やその目的を達成しているとき、もはや存続の意義は全くなくなつたとみるべきであります。

第三の理由といしましては、特に強調したい点は、これらの賭博事業が、いくたの深刻な社会悪をもたらししていることとあります。政府は公衆娯楽を理由として、その存続をはかつておられますが、年に二百人以上の自殺者を出し、一家心中等の家庭悲劇から、殺人、詐欺、横領といった社会犯罪にいたつては枚挙にいとまがないのであります。開催地にはボス、暴力団が横行し、八百長による騒乱事件の連発は、常時、官憲の厳重な警戒がなければ開かれぬのが、これら賭博事業の今日の実体であります。

こうした社会悪をもたらす賭博事業が、どうして公衆娯楽、健全娯楽の名に値するものでありましょうか。

すでに京都、大阪、神戸等多くの都市が相次いで即時廃止に踏み切るに至りました。これ以上、賭博事業の存続をはかることは、許されないのであります。

以上二、三の廃止理由をあげて、自転車競技法等を廃止する法律案を提出した次第であります。しかしながら、現下の情勢において、即時廃止することとは、これらの事業に働く従業員や選手などの後の生活の問題もありま

で、今回廃止は一年後としたことを御了承願ひたいと思ひます。

次に、競輪等の廃止に伴う特別措置に關する法律案について御説明申し上げます。

この法律案は、競輪等の廃止に伴ひ離職することとなる者に対する離職手当の支給その他の措置について定めたものであります。すなわち、日本自転車振興会に対して、売上金額の一定割合を交付し、これを財源として離職者に対する離職手当の支給、求職活動、生業資金のあっせん等の業務を行なわせる、競輪等の廃止が円滑に行なわれるようにしたのであります。

また、総理府に、競輪等廃止対策審議会を置き、総理大臣は、同審議会の意見をきいて、離職者に対する離職手当の額の決定及びその支給の方法、離職者の転業対策、競輪場、小型自動車競走場又はモーターボート競走場の施設のうち償却未済のものに対する交付金の額の決定及び交付の方法、その他必要な事項について計画を定めることとした次第でございます。

以上が両法案の内容の概要でございます。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに両法案に賛意を表せられんことを切にお願い申し上げます。提案説明を終わりたいと存じます。

○理事(鈴木亨弘君) 両案の質疑は、都合により後日に譲ります。

○理事(鈴木亨弘君) 次に、下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律案を議題とし、提案理由の説明を聴取いたします。小平総務長官。

○政府委員(小平久雄君) ただいま議題となりました下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律案につきま

して、その提案理由及び概要を御説明いたします。

下請代金支払遅延等防止法が制定されてからすでに五年余を経過することになりましたが、この間政府関係機関におきましてはこの法律の積極的な運用に鋭意努力いたしまして、下請代金の支払遅延防止等かなりの効果を収めて参りました。

しかしながら、この法律の運用にあつてまいりました経験によりまして、下請事業者の利益を保護するといふこの法律の目的達成を図る上におきまして、現行法の規定には不備な点があることが感ぜられます。すでに昭和三十三年におきまして、たまたま景気の後退期に際しまして親事業者が景気後退による困難を下請事業者に転嫁しようとして種々不正な行為を行ない、その中に現行法の規定では規制できないようなものも見受けられましたので、この法律の改正を準備した経緯があるのであります。

その後、景気が好転し下請事業者の立場もかなりの改善をみていたものであります。最近にいたしましては景気もようやく頭打ちとなり、さらに国際収支の悪化に対処する金融引締等の措置の浸透や自由化に対する対策もありまして、再び親事業者がその困難を下請事業者に転嫁しようとして不正な行為を行なうおそれが増大して参つております。

このような親事業者の不正な行為を防止し、下請事業者の利益を一そう保護するためには、下請代金支払遅延等防止法をさらに強化する必要がある

と考えられますので、ここに本改正法案を提案いたした次第であります。

次に本改正法案の概要でございますが、親事業者の順守事項に不当な買いたたき、自社製品手持原材料等の購入の強制、報復措置の三つの事項を追加し、これに伴いまして関係規定につきまして所要の改正を行ないたいということとあります。

何とぞ慎重御審議の上、御賛同あらんことをお願い申し上げます。

○理事(鈴木亨弘君) 本案の質疑は、都合により後日に譲ります。

○理事(鈴木亨弘君) 次に、北海道地下資源開発株式会社法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行ないます。質疑のある方は順次御発言を願います。

○田畑金光君 私、大臣並びに政府委員に対し、若干重複するかもしれませんが、二、三質問したいと思つてます。

第一に、私が川島長官にお尋ねしたいことは、北海道地下資源開発株式会社、そのそも生れた目的は、北海道における地下資源の開発という任務をもつて発足したわけでございます。ところが、今回経理上の悪化等が、経営が困難になったというのを主たる理由にして、今度は内地も含めて探鉱事業あるいは地質の調査、機械の貸付等々やることになったわけでございますが、こうなつてきますと、この法律のできました当時と大きくその内容なり目的が変わつてきたことにならうと見ております。これは質的に大きく変わったと判断してもよろしいかどうか、大臣のひとつ御見解を承りたい。

○国務大臣(川島正次郎君) 会社が設

きました当時の目的は、北海道内における地下資源の調査、探鉱でありまして、経営をやつてます間にございまして、北海道だけではいかにも活動の範囲が狭い、したがつて会社の経営も困難になりましたので、これを日本各地全体に広げたわけでありまして、しかし、主体はどこまでも北海道の地下資源開発というところに置いて今後とも運用する方針でございます。

○田畑金光君 そこで私は、こういうような特殊法人、国策会社が民間においても競争するような事業を中心としてやつていくわけでございますから、当然私はこの種国策会社のやる仕事というものは、民間のやるそれと競合しないような形でやらすべきであり、また、政府は強くなるような方向で指導すべきだと考えるわけです。民間会社では資金の面、あるいは人的な構成の面、技術の面等、要するに着手ができていない、そういうような限定された分野においてこの開発会社というものが法に基づいて与えられた仕事をやっていくんだ、こういうようなことにもっていくべきだと思ふんです。どこまでも、既存の業者に迷惑はかけない、既存の業者の分野は侵害しない、こういう考え方でこの会社というものの経営なり事業運営なりがはからるべきだと、こう考えておりますが、その点を大臣はどのように考えておられるか。また、かりに私の言うとおられるならば、具体的にどのような保障措置を会社経営上あるいは会社に対する行政指導上政府としては考えておられるのか、これを承りたいと思ひます。

○国務大臣(川島正次郎君) 民間の既設のボーリング業者その他を圧迫しな

いようにということとは当然でございます。今後、この会社の運営につきましまして、大體次の年度内に全国的にどういふ程度の探鉱、地質調査があるかということを想定いたしました。その範囲内で北海道地下資源開発株式会社、がやり得る量というものをあらかじめきめるつもりでおります。事業の内容といたしましては、高度の技術また大規模のものに変えまして、小ボーリング業者を圧迫しないようにいたしたいと考えております。また、適當の機会に認可基準というものを作らうと、こういう方法も考えておりました。根本的には既設業者を圧迫しない範囲内におきまして地下資源開発株式会社の行動を認めよう、こういう方針でございます。

○田畑金光君 この株式会社が今回道外に進出するというのをねらつた主たる目的が、赤字の解消、経営難の打開、あるいは事業量がワクが少くないので、それを広めるために道外に伸びていく、こういうことを唯一の理由にしていくようなんです。しかし私の見るところでは、三十四年、三十五年の赤字の実態を見ますと、単に事業量のワクが少くないとか、北海道にのみ限定されているというだけではないように見受けられるわけです。ことに膨大な固定設備を購入して寝かせて、そのための費用が相当な額は額に上つていっていると思ふんです。またたくさん役員以下多くの職員をかかえて、大體必要以上な規模にこれはふくれ上がつていっている。こういう管理的な費用というものが会社の経営に非常な負担になつていっている、こう考えているわけです。要するにこの種国策会社等においては、国家

資金に頼つて安易な経営のやり方が一番最大のこの赤字をもたらしている原因だと、こう考えておりますが、この会社を立て直すためには、そういう根本的な問題にメスを入れないで、安易にただ道外に伸びていくというのとだけで、私は解決を求めることは輕率である、また政府としてはまことに安易な道を選んだものだ、こう考えておりますが、この点は大臣どのようなお考えになりますか。

○国務大臣(川島正次郎君) 北海道地下資源開発株式会社が国策会社としての一つの弊害である事業費に比べて事務費がよけいにかかる、職員が多いというのはあるかと思ひます。実は私は就任浅いので、まだこれを徹底的に検討いたしておらぬのでありますけれども、私のお説のこともあるかという気がいたして居るのであります。近く再検討しまして、三十八年度からもうすっきりしたものにしたい、こういうふうに衷心考えております。とりあえず、三十七年度の活動としては、今御審議願つて居るようには働く地域を広げたい、こういうこととございまして、御趣旨のとおりには私は考えております。

○田畑金光君 私はこの間もちよつと関連質問で申し上げましたが、東北開発株式会社、現状を見まして、まことに憂慮すべきものがあるし、あの種の国策会社にやるとすれば起きがちな現象が大きくクローズ・アップされてきておる。この事実を見たときに、なるほどその内容は違つているにしても、私はやはりこの北海道開発株式会社についても同様な面がないでもない、と私は見て居るわけです。会社のこれと役員以下職員が相当数おいでの方は

ですが、役員が何名であり、職員が何名であり、そのうち官庁等からこの会社に入つた者が幾らに上つて居るのか、これをひとつ事務当局のほうから簡単に答えたいと思ひます。

○政府委員(木村三男君) お答え申し上げます。この会社の役員は七名といふことになっております。現在役についておりますのは社長一、取締役四であります。そのうち三が常勤、一が非常勤、それから監査役が二名でございまして、出身別を申し上げますと、社長は民間でございまして、それから常勤取締役三人とも官庁出身でございます。

○田畑金光君 この出身です。

○政府委員(木村三男君) 通産二、大蔵一です。それから非常勤、これは民間でございまして、それから監査役二名、北海道開発庁でございまして、それから職員は百八十三名でございます。管理職部面では、支店の総務課長が一人通産から入つておられますが、ほかは役所から入つて居る者はございません。

○田畑金光君 まあこの一つを見ましても、結局、役員七名のうち、ほとんどが関係官庁からの出身の人方です。私はこれらの人方が悪いというのじゃございません。しかしこの種の会社には、いつも指導監督の立場にある行政機関から多くの人が出向いておるわけなんです。職員はどうかというところから私は、与党の人方の紹介する人方が大半職員には入つておるだろうと見ておるのです。それは、東北開発株式会社の例を見ましても、今はやめた前の副総裁は、たしか自民党の東北開発特別委員会の事務局長であつたり、その職員の大半というものは、やはり与党の人方の推薦する人が職員になつ

ておるわけです。こういうところに、私は人の面から見ても、この種国策会社が一番欠点はこのようにところにあろうと思ふんです。やはり事業が人であり、会社は人であり、その人を得ることが大事であるわけでございまして、こういう問題等についても根本的なメスを加えなければ、したがって赤字の解消というのは、事業量をふやすことも大事であるが、もっと管理費、事務費等について徹底的な肅正を加えなければ、この法律改正の意義は失なわれる。特に大臣は行政管理庁長官でもあるし、何といつても閣内の最も有力な閣僚でもあられるわけですから、この種問題については、ほんとうに大臣は、先ほど私の質問にお答えを願いましたが、もっと私が申し上げたこと等の面についても刷新する御意思があるかどうか、あらためて承りたいと思ひます。

りまして、私は先般閣議でも意見を話したんですけれども、将来なるべくそういうものには民間から任用するように努力しよう、こういう方針をとっておるわけでございまして。

この北海道地下資源開発株式会社につきましてもお説のとおりでありまして。私は、役員、職員一々について存じませぬけれども、将来この会社が健全に発達するようにいろんな角度から検討したい、かように考えております。

○田畑金光君 先ほど私の質問に大臣からお答えがございましたが、さらに私はこの点についても一度お尋ねしたいと思ひますが、今回の改正の重点が、道外における探鉱事業、地質調査を行なえるようにすることとございまして、道外で一般の探鉱業者がやっていたこととこの会社が競合するということになつてきますと、どうしても民間の事業を圧迫するわけです。そこで、その間、分業関係を確立するといふことが必要であるし、大臣は適當な機会に基準等を設けて、この程度以上の事業は当該株式会社が行うけれども、その基準以下については既存の小企業者の分野をどこまでも尊重していこう、こういうような御答弁がございましたが、私はその点について事務当局として具体的な案を考えておられると思うのです。この点について、事務当局の考え方なり構想なりを、簡単によろしいから、二、三あればひとつ伺つておきたい。

○政府委員(木村三男君) ただいまの問題につきましても、思ひからざる競合関係をどういふふうには排除していこうかということにつきまして、二つばかり考えております。一つは、今まで過去四年間北海道で事業をして参りましたが、やはり道内にも民間の——民間と申しますか、会社以外のボーリング業者がおりますが、やはり競合関係についてはいふぶん頭を悩まして、北海道の試錐業者の協会と会社側で自主的に話し合いを進めまして、その結果によりまして、道内におきましては、この会社は国策会社であり、かつまた優秀な機械を持つておる会社であるから、高度の技術と高度の施設を要する、そういった特徴のある仕事をやっていくという営業方針を立てまして、それで最近進んでおりまして、大体その調整は問題なしに今日まで推移しております。この度法律改正になりまして、内地方面、本州方面に進出したします場合も、ただいま申し上げましたような経験を生かしまして、自主的な面におきまして、北海道方式と申しますか、そういう努力を会社のほうでもそういらいたいし、われわれとしてもそういう行政指導をして参りたいと思つております。

かり考えております。一つは、今まで過去四年間北海道で事業をして参りましたが、やはり道内にも民間の——民間と申しますか、会社以外のボーリング業者がおりますが、やはり競合関係についてはいふぶん頭を悩まして、北海道の試錐業者の協会と会社側で自主的に話し合いを進めまして、その結果によりまして、道内におきましては、この会社は国策会社であり、かつまた優秀な機械を持つておる会社であるから、高度の技術と高度の施設を要する、そういった特徴のある仕事をやっていくという営業方針を立てまして、それで最近進んでおりまして、大体その調整は問題なしに今日まで推移しております。この度法律改正になりまして、内地方面、本州方面に進出したします場合も、ただいま申し上げましたような経験を生かしまして、自主的な面におきまして、北海道方式と申しますか、そういう努力を会社のほうでもそういらいたいし、われわれとしてもそういう行政指導をして参りたいと思つております。

それから第二には、本州方面でただいま御指摘になりましたような事業をいたします場合には、会社が任意にやることはできない、主務大臣の認可を受けなければならぬという規定が設けてあることは御承知のとおりであります。この際、主務大臣とは、私ども北海道開発庁と通産省であります。そこで認可の際に個々の案件が出て参りますが、これは差しあたりケース・バイ・ケースになりますけれども、こういう仕事がただいま申し上げましたような基準の内容になると思ひますが、

高度の技術を有し、かつ高度の設備を必要とするような事業運営の目安にかなうかどうかというのを精査して参りたいというので、一つは自主的な面におきまして、北海道方式と申しますものを道外においてもやっていくと同時に、認可面におきまして、ただいまのようなことを勘案して事業の認可をしていくということをただいま私どもは通産省と話し合ひ中でございます。

の株式会社は、毎年々々この赤字が出ておる以上は、何とか赤字を埋めたい、仕事をふやしたい、国会で論議をされてたかされる、何とか早くこれは赤字を解消しなくちゃならぬというのなら、当然中小企業者の分野というものは予見できると思うのです。民間企業と、この会社とは一般競争入札等をやらせるのかどうか、この点どうですか。

○政府委員(木村三男君) 現実の問題から出発いたしますと、最初に会社がいわゆる本州方面に進出せざるを得なかつたと申しますか、進出したほうがよろしかろうというところは、一つは御指摘の経理面、経理改善の面でありまして。国策会社でありますから国家資本が入りまして、かなり優秀な機械を持つております。それで北海道の冬期間の関係とか、最近の情勢から見まして、機械を遊ばしておくことは赤字の原因にもなりますし、国家的にも有意義じゃない、そういうことで赤字解消と機械というものを内地方面のこの種の事業に活用させることも意味のあることじゃなからうかということ、その辺が私どもの考えと通産省の考えとが合流する点なんでありまして、そういうことから一石二鳥といつてはいい過ぎかも知れませんが、赤字解消だけじゃなくて、できるだけ優秀な機械、これを使つてもらいたいという面も多分にあるのでございまして。そこでこの関係から見ますと、機械の関係ですが、ただいま会社には四十七台の試錐機械のうち四百メートル以上の能力を持つてゐる機械というものが十八台、四〇％ございまして。それから全

国でボーリングの業者といたしまして五百社ほどありますが、いわゆる大に属するもの、百人以上の従業員を持つている企業といたしましては、全体の大体五割程度はなからうかというものが通産の調べでございます。そういう関係でございますので、ただいま申し上げました意味を敷衍いたしますと、活用して参りたい深掘り機械もたくさんありますし、優秀な機械もたくさんありますから、中小のほうに分け入るといふことよりも、今のような機械の効用を考えますと、高度の技術を有する大規模のものに限定して指導を進めていくというような営業方針、認可方針が打ち出されるわけでありまして、それから競争に参加するかどうかというところでありますが、これはやはり競争入札にも参加いたしますけれども、その場合にいろいろ指導なり認可がございまして、何でも相手を選ばずに仕事を取るといふことがないように指導して参りたいというのが先ほどから申し上げた私の態度でございます。はなはだ意を尽くしますが、会社の進出の動機と、それからねらい、それから営業、競争入札に関する立場は今申し上げたような次第であります。

○田畑金光君 今、あなたのお話のようによ、機械が四十七台あるようなんですが、そのうち大部分が遊んでいるので貸し付けよう、というわけですが、そんなに機械が余って余分なのであるならば、無理をして買わなくてもよろうし、またそんなに遊んでおるならば民間の会社に貸付なさっても十分には機械は仕事を果たせると、こう思ふのです。ただ問題は、今、答弁によれば、競争入札等について民間のそれ

と競合する場合もあるが、できるだけ民間に迷惑をかけるまいというように、具体的なお話でございますが、具体的に民間に迷惑をかけるまいというものは、どういふ角度からの指導によつてそれを保証をなさねばならないのか。それから今後機械が相当余裕があるというのだけれど、今後さらに機械といふものを相当購入する御方針であるのかどうか。ことに私の聞くとこころによれば、この二百五十メートル以下の機械ですか、これは主として地質調査のために特に中小企業の分野と競合する機械のように聞いておりますが、こういう分野の機械といふものについて、あるいはこれ以上ふやすのかふやさないのか。こういうような点についてひとつ承つておきたいと考えております。

さらに、私は、時間の関係で端折りますが、きょういただいた資料によりますと、「北海道地下資源開発株式会社試す事業量」という資料がございまして、かりに私は、石炭の部門を例に引いてお尋ねいたしますが、道内と道外と分けまして、そして石炭について道外の場合、三十六年度には八割、三十七年度には九・九割、三十八年度には一〇・九割、三十九年度、四十年には一〇・九割、四一年は一二・七割、石炭はそれぞれ一二・二割、一二・七割、石炭のほうにも今度はこの開発株式会社が進出してきますようです。私は常磐の炭田におりますので、そこで特に関心を持つわけですが、道外の石炭の部門にこの会社が進出して来る。しからば九州と本土との関係といふものはこの比率の中でどういふ比率になっておるのか、計画はなつておるのかといふことが一つ。

それから第一点としてお尋ねしたいことは、一体、九州の炭田や宇部炭田、常磐炭田の石炭業者から株式会社はどうぞいらして下さい、技術が足りなくて仕事が多くて皆さんがいっぱしやらなければとて間に合いませんからという要望で皆さん方はこういう計画を立てられたのかどうか。これが第二の質問。

第三点として私がお尋ねしたいことは、特に私はこの点は大臣にひとつお聞き願ひたいと思うのですが、私の知る限りにおいて常磐炭田等を見ますと、御承知のように炭鉱の合理化によつて相当の離職者がどの山も出ておるわけですから、そこで離職者をできるだけ炭鉱あるいはその関連事業において吸収しよう、というわけで常磐炭田のある炭鉱においては開発会社を作り、その開発部分の中にこういう地質調査の事業、ボーリング等の事業をやつて、そこに労働者の雇用をはかつておるわけですか。ところが、そこにこのような国家的資本を背景にして、損をしても国が金を出すんだという考え方でどんどんこういう会社が伸びてくるならば、私はこの種炭鉱離職者対策をかねてでき上がった開発会社等にも大きな影響がもたらされることは必至だと、こう見ておるわけですか。政府は一方において炭鉱の合理化と体質改善に伴う離職者対策を進めておりながら、一方においてはまたこういう事業が実は皮肉にもこういうところに食い込んでいくということをおそれるわけですが、こういうような点について十分地方の実情を皆さんお聞きになつて、この仕事の計画を立てられたのかどうか、これは大臣にひとつお答え願ひたい、こう思うわけですが。

○政府委員(木村三男君) 初めの二点について申し上げます。石炭につきましての問題、どういふ方針で今後会社が仕事をしてくるかという問題でありまして、石炭の見方につきましては、通産省といふいろいろ相談いたしまして、合理化の進む年々いまではあまりボーリングの影響はふえないだろうというところで、全体量は大体横ばいというしはそれより下がるようにいたしておきまして、それからそのうちこの会社がどのくらいの注文がとれるであろうかといふことは、道内の場合にはつきりといひますか、比較的よくわかるのでありますが、道外分につきましては、ただいままだなじみがあると思ひますか、機械貸付といふことでかなりやつておりますので、その辺からのお得意さんと申しますか、なじみというものを頭に置きますと、それを若干伸ばしていくといふようなことで受注比率をこのような数字に出したわけでございます。それからこれを地域別に北九州、宇部、常磐といふような分け方は実はいたしてないのであります。それから常磐関係は今までの実績、それから会社のいろいろな感觸から見まして、ほとんどこの会社としての仕事はなだらかというふうな見通しに立つて計画をしておるわけでありまして。

第二点は、それではこの業務範囲の拡大について本州方面からどういふ反響があったかといふことでございまして、公にアンケートいたしません関係ではつきり申し上げられないのでありますが、地続きでありますところの東北炭業会、これはぜひこの会社の仕事を東北方面でもやつてもらいたいとい

う、東北炭業会ではそういう要望書を政府あてに出しております。それから、これは会社のいふことであります。特に今本社は札幌、支社が東京にあります。そういう関係で大体機械貸付の事業の範囲といたしましては、関東近郊、東北が多いのであります。が、今まで機械貸付などでやつておりました感觸から見まして、北海道と同じような試練の委託、こういうものでしてもらつたほうが実は仕事を終つたときの責任の問題とか、いろいろな関係ではつきりするのではないかと、いふような声も相当あります。そういう点から見ても、今回の改正につきましては、まだPRが足りないものでありますけれども、関係のある部門では歓迎するような面が多々あるように私も聞いております。以上であります。

○国務大臣(川島正次郎君) 常磐地方炭鉱失業者対策の一つとして、新たにボーリング会社を作るが、そういうことを考慮に入れて活動するの、かというお話でありましたが、実は私も常磐地方に炭鉱失業者を集めてボーリング会社を作るという話は初めて聞いて、存じておりません。存じておりませんが、先ほど来御説明申し上げたとおり、内地の業者を圧迫しない程度において活動しよう、という方針をはつきりととつておりますからして、常磐地方にそういう会社ができれば、それに対してもなるべく競合しないように、事業を圧迫しないようなやり方でありたい、こう考えております。

○田畑金光君 今大臣、私の質問、若干誤解されておるようですが、常磐にはすでに炭鉱離職者を吸収するというような目的も兼ねて開発会社等が、い

わゆる世間でいう開発会社等ができておりすが、その一つの部門の中に、この様な地質あるいはボーリングその他の仕事をやっておる会社ができておるわけでありませう。

〔理事 鈴木 弘君退席、委員長着席〕

私の申し上げたことは、既存のそういう会社に、この会社が進出することによって迷惑をかけるようなことがあつてはならない、このことを申し上げたわけだ。また別段私は常務の關係会社から要望があり、それを聞いて申し上げてゐるわけではなくして、この会社の今後の内地における進出を見ますと、そのようなことを私は恐れますから、十分そこはひとつ留意していただきたい、そのことを申し上げたわけだ。

それから、これも配付された資料によりますと、地質調査を見ますならば、地質調査の事業というものは三十七年度が道内道外を入れますと二〇・三〇、三十八年度になりますと二一・五〇、三十九年度になりますと二二・七〇、四十年年度になりますと二四・三〇、毎年これは地質調査の事業の分野においては、この会社の分野というものが非常に大きくなつてくるわけだ。しかし、この種の地質調査の仕事というものは、特に事務当局の人に私はお尋ねいたしますが、この種の事業というものは、むしろ中小企業の人材が従来から技術やあるいは機械や経験を生かしてできるだけの活動する分野を確保していくということが大事じゃないだろうか。中小企業基本法案という法律が、今度の国会に政府は出さぬかもしれないが、次の国会に出るでしょう。そう

いう際には、当然中小企業の分野というものが明確に私はうたわれてくるものだと考えますが、こういう点から見ると、皆さんの事業計画は、そういう中小企業者に対して非常な脅威を与えておる、こう私は考えますが、どう事務当局は考えておられるか。特に地質調査の場合等におきましても、この大資本としまして大きな機械をもつてやらなければできないという分野はこの会社がやると、こういうことにして、そのような分野について事務当局としては考えておられるかどうか、これをお答え下さい。

○政府委員(木村三男君) 地質調査の關係の部面におきましての中小業者との競合關係、これも私も先ほど申し上げましたような観点から、同じような考え方でもって処理したいと思ひます。そこでこの地質調査の場合もこの國策会社がやる場合には、やはりこの仕事の性質が特殊なものとか高度の技術を要するものなものを考えていきたいということ、具体的な規制の仕方を今考えているわけなんです。それから、じゃどんな仕事をこの会社として取り上げていく対象にしたらいかが。鉾倉關係では、鉾倉復旧事業団の行なう古洞調査など、治水とか、治山治水關係で河川、砂防、地すべり、そういったダム關係など、いわゆる公共事業としてかなり精密な、念の人った調査をしなけりやならぬようなものは、やはりこの会社としてもやる価値があるんじゃないだろうか。同じようなことが、道路關係、トンネルとか、橋梁敷設工事、こういう、中小部面ではちよつと無理じゃないかと思うようなところを選んでやらせるような認可

方針なり、營業方針を打ち出したいということ、具体的な問題につきましましてはなおまた検討中でございます。

○田畑金光君 ここに、先ほど来私が質問しておりますこの資料です。これは炭鉱会社のボーリング部門のやる分野、あるいはまた、開発会社がこれからやってくるという分野、あるいは、従来のボーリングの専門業者がやってくる仕事の分量等々の一つの計画がござりますが、この計画について、これは計画であるし、いろいろ動いていくことは予想もされますけれども、あくまでも私は、中小企業あるいは既存の業者の分野に不当に介入するやうなことがあつてはならない。そういう角度に立つて、この計画書等については十分御検討をお願いしたいと思ひますが、そういう御意思があるかどうか、これを承ておきたいと思ひます。

○政府委員(木村三男君) この事業の計画でござりますが、今の段階から見ますと、できるだけ、あらゆる資料をもとにしまして、それに会社の事業の運営方針、どういうあり方をとつたらいいかと、そういった要素を加味しまして、計画というよりも、別な言葉でいえば、長期見通しといったような言葉のほうが適當するんじゃないだろうか。これでは大筋を見まして、その後

ごとに組まなければならぬ建前になつておられますので、その辺は実情を見て、私どもも適當な指導なり監督をして参りたいと思ひております。

○田畑金光君 もうあと二、三問で私は終わりますが、これは事務当局にお尋ねしますけれども、この会社は、今までは地質關係の調査の仕事をやつていたのか、やつていなかったのか、どうなんですか。

○政府委員(木村三男君) 北海道内で機械貸付の形で若干やっております。○田畑金光君 今までの現行法によれば、機械貸付事業はやることになつておるけれども、地質の調査事業はやるようになっていないじやございせんか。少しこれをやつていたということはどういうことですか。

○政府委員(木村三男君) 会社自体が委託を受けてやるということ、道外、道内とも現行法ではできないのであります。で、機械貸付であります。自分ができる機械がなくて、よそに貸して、仕事をやる主体は他のものでありますので、機械貸付というところで処理されて、實際面の、實質上の仕事は、借り受けた先でもって仕事が行なわれたという意味で、先ほど機械貸付の形でやつておりましたということをお申し上げました。

○田畑金光君 大臣にひとつ。私はまあこまかい点、もつと質問もしたいと思ひましたが、もうすでに何回か質問しているようで、私の質問している中でダブつてゐることもあろうかと思ひますので、まあ私はこまかい点は省きますけれども、ただ、大臣にひとつ、特に考えておいてもらいたいことは、この間から大臣の御答弁を聞いております

と、われわれの質問する、私たちがこの会社について心配していることについて、十分理解をされて安心だ、こういうような印象を受けましたけれども、ただ、あまり大臣は大局だけを見て、大局を見ることはもちろん大事ですけども、もつとこの会社の複雑な機構とか、内容等、實際に運営されておること等については、なかなか目が届かない。国会の答弁はなかなかりっぱだが、實際今後の監督、指導の面は、おそらくどうも御答弁のとおりいけるものかどうか、私は不安を持つてゐるわけです。

そこで、ひとつ十分御留意願いたいことは、この種会社が、立法当初の考え方から大きくはずれてきたということですね。はずれざるを得なくなつたということ、なるほど、この会社が北海道の鉾倉界等からの要望で生まれた会社のようにございまして、当初できた目的自体はりっぱであつたかもしれないが、しかし、いろいろな客觀情勢の変化から、これがなかなか思うようにいかなかった。そういうことで、ついに目的以外の線まで大きく發展してきたわけだ。言うならば、逸脱をしてきたわけだ。このやうなことで、私は特に中小企業分野等では非常な脅威が今拡大されつつあるやうで、この法律の改正が出たというので、よくよく私たちの耳に、この問題が關係業者にとっては非常に深刻な問題だ、ということが、よくよくわれわれにも理解できてきたわけだ。したがつて、私のお願いしたいことは、東北開発会社の問題を見ても、――私はいずれあの問題を取り上げたいと思つておりますが、この種問題を見ましても、われわれに幾多の教訓が残さ

れておるわけです。この会社についても、私は性格が性格ですから、同様だと私は心配しているわけです。どうぞひとつそういう点を十分留意をされて、さらにこの会社が今回の法改正で、意外なところに伸びていくわけでございますから、あくまでも既存の業者や中小企業者に迷惑をかけない具体的な方法はしからばどうかということをもっと事務当局にも、しさいに検討させて、定款やあるいは事業計画等において十分留意されるように強くこれを要望し、期待を申し上げて、私の質問を終わることにいたします。

す。数字の一番右の箇所の含有量と書いてありますところが、銅分に換算した埋蔵量でございます。これは推定埋蔵量も含んでおります。それが三十五年の四月の調査によりますと百三十一万トンに増加いたしておるわけでございませう。その間に掘りました量があるわけでございますから、結局掘採をしたよりも発見をした埋蔵量のほうが多いわけでございまして、九年間に発見した埋蔵量は一番最後の数字にございますように九十二万トンでございます。九年間の採掘鉱量が六十三万六千トン、その差額が結局三十五年四月に

落としましたが、銅について申し上げますと、二十六年四月の平均品位が
一・一六%でございます。これが発見
されましたのは一番最後の欄でござい
ますが、平均して一・三%でございま
す。現在稼行中の平均品位は一・二%
でございます。これは前回の商工委員
会で申し上げた数字でございます。発
見されたものはそれよりも高いものが
平均されて発見されておること
でございます。したがって二十六年の
四月現在のときの埋蔵に比べますと質
もよくなっておると思います。

○吉田法晴君　これは北海道地下資源

する」という態勢で放置をしておくと、うのは、これは国の施策が不十分だといいう証拠だと思ふんですが、現状から採鉱全般について保護助成の方策をどのようにとられようとしておるのか、抽象的な方針は通産大臣から数回前の委員会でも承ったんですが、関連をしてお伺いをしておきたいと思ひます。

○政府委員(川出千速君) お答え申し上げます。三十七年度の新鉱床探査補助金は約三倍にふえまして三億になりましたが、私どもはこれで十分だといふふうに考えておるわけでございます。せん。今後自由化になりますと、競争

が、具体的に答弁がない、まあ金額をふやそうという点はあるけれども、そのほかの点については。

それではさらに伺いますが、探鉱調査をさらに強化してゆきたい、あるいは深めてゆきたい、北海道地下資源会社の点からいうと、北海道に限定をさされておつたものを全国に広げてゆく、しかも広げる場合に、民間業者との競合といいますが、あるいは特殊法人——国の財政を背景にして特殊法人が民間業者を何といいますが、圧迫をするような仕方ではやらないようにという先ほどの説明でございましたが、こう

○國務大臣(川島正次郎君) この会社の今後の運営に關しましては、田畑さんと私と全く同じ考えであります、したがひまして、御意見を尊重するということとは、私どもの答弁に責任をもちまして、十分会社を監視、監督いたしまして、間違ひのないようにいたしたい、かように考えております。

かえておるといふことになるわけでございます。鉛、亜鉛につきましても同様な事情がございます。

それからベージをあげていただきまして、二ベージのところにも具体的な例として、探鉱の結果非常に品位の高いものが見つかった鉱山の名前をあげてございます。その中で特に人口に膾炙

開発株式会社が調査あるいは探鉱をした結果だけではない。そのほかのものも全部含んでおるわけですが、そこで地下資源の開発問題に關連をして先般この商工委員会で決議をいたしました。この探鉱に対する国の総合的助成策の實行、特に探鉱補助金等の飛躍的増額という決議をしたわけであります。

も激しくなりますので、さらにこれを増加させて日本の国内にはまだ資源はたくさんあると思いますので、探鉱に努めたいと考えております。

○吉田法晴君 探鉱に努めたいという話は先般大臣から承ったから、具体的な方策を承りたいとお尋ねをしておるわけです。政務次官あそこにおられる

なりますと、北海道のワクがはずれるということになる、全国的な探鉱の強化あるいは拡大と関連をして、形にしも再検討をすべきじゃないだろうか。これは北海道開発会社それ自身について若干これからのやり方について、先ほど問題にされたのですけれども、北海道開発会社のワクを広げる。

○吉田法晴君 この前のときに、探鉱をやっていくと品位が上がっていく。品位が○・一％上がってもコストが数千円下がるというようなお話がございましたが、資料をいただきましたが、ごく簡単に探鉱の効果を資料によって御説明を願いたい。

して有名なのは、同和鉱業の小坂鉱山でございます。これは銅の山でございますが、戦後ほとんど廃山になっておりましたが、探鉱の結果鉱石として一千万トン、二・五％の高品位の鉱床が発見され、現在開発に取りかかっておるところでございます。まあそのほ

三十七年度予算に要求をしたけれども、中小分を主として三億という今予算がついておる。ところがここには探鉱をした結果はこんなに成果が上がりましたというその報告が出ている。北海道開発会社との関係もごいますけれども、この決議の精神に従つて努力

んですけども、局長から大臣奮弁を求めようとは思っていないのです。具体的に欠陥は検査をやっているという具体例をあげて、国がもっと責任をもつてやらなければならないかぬじやないかと、その具体策いかにということをお尋ねしておりますわけです。

それから三億に、三倍になったと言われるけれども、それを広げてやつていこう云々ということになると、北海道開発会社あるいは中小業者も含めて探鉱業者との調整だけでなしに、大手についてはどうする、中小についてはどうする、各地域についてはどうする

○政府委員(川出千速君) それではそこに差し上げました資料に基づきましてごく簡単に御説明いたしたいと思ひます。

まず最初のところに、「最近における探鉱の成果について」という題で、最初のページでございます。それによりましておわかりになりますように、二十六年四月の埋蔵鉱量は銅分にいたしまして約百万トシでございます。

か相内、古遠部等々の鉱山、それからその下のほうに東北地方が多うございませうけれども、いろんな鉱山、これは探鉱の結果発見された鉱山でございませう。以上でございませう。

○吉田法晴君　そこで品位がどれだけ上がったか、それからコストがどれだけ下がったかという説明はございませうでしたが、答弁洩れ、ひとつ……。

○政府委員(川出千達君)　品位の点を

はされると思うんでありますが、大企業については能力があるだろうということで削られた、貸付その他は、機械の貸付だとか、いろいろなものは得られるかもしれないけれども、国の政策が十分でない証拠には、各県についても県が補助をしておるところもあるようにございます。これは探鉱の——

○政府委員(川出千速君) ただいまお答えしましたのと重複するかもしれませんが、三億の補助金だけでは十分と思っておりますので、今後これを太幅にふやしたいとお願いいたしております。

○吉田法晴君 金額をふやしたいというくらいな話は、この前も聞いたわけですが、どういう工合にやっておりますかという問題を聞いたわけです。

る、ういうややはり具体策をもって進められなくちゃならぬと思うのですけれども、ただ三億をふやしていきたいということだけは、先ほどのような問題も起ってくるでありましょうし、それから鉱山局なりあるいは通産局——これは北海道資源開発会社との調整の問題も起こって参りましようが、両省、あるいはもう少し調整をすることろもあって今後進まなければならぬと

思うのですが、そういう具体的な問題の解決と、それから調整の中での地下資源の調査、開発についての具体的な方針はどうですか。こういうことをお尋ねしておる。

○政府委員(川出千連君) 三億の予算は三十七年度でございまして、まだ成立しているわけではございませんが、現在申請を集めて、予算が通過することを前提として集めておるわけでございます。この交付の方針は大体探鉱してもありそうな地点を重点的に考えたいと思っております。大体地質調査の結果どういう地点が有望であるかというところは、大体においてはおおむねおぼつかないところ、そういうところに重点を置いて考えたいと思っております。それから補助金の交付は、個々の企業に交付するわけではございまして、この交付を受けた企業が自分でやる能力を持っておれば自分で探鉱をいたします。それでない場合には委託をするということになります。委託をする場合には、専門のボーリング会社、頼むとかあるいは北海道地下資源会社が今後道外に進出した場合に、これにどの程度頼むかという具体的な問題になるかと思っております。その辺の調整につきましては、先ほど北海道開発庁のほうから御答弁になったような方向で今後もよく打ち合わせをいたして参りたいと思っております。

○吉田法晴君 鉱業審議会に改組をしていきたい云々という点でございまして、具体的に今後の北海道資源開発会社との調整は、これは通産省と北海道開発庁との間で協議をせられていくのかもしれませんけれども、探鉱全体について強化拡大をしていきたいという

うならば、北海道資源開発会社あるいは北海道開発庁との調整だけでなしに、もっと広い観点からその他の省といひますか、あれを含めて考えられておる鉱業審議会がその任にたえられるかどうかしらぬけれども、そういうところでは検討をされ、それからもう少し具体的に考えられなければならぬかと思ふのですが、それはいかがでしようか、それが一つ。

それからもう一つは、北海道開発会社のワケをはずして全国にも範囲を及ぼそうというならば、これは先ほどのような探鉱会社との調整の問題もありませんが、全国的な探鉱事業との調整という問題もありましようし、北海道開発会社という形態がこれからの全国的な調査の中でどういう地位を占めるかという点から見ると、私は少し不足じゃないかと思ふ。ですからこれは北海道開発庁長官の立場から、当面の業者との関係だけでなしに、もう少し検討されるべきじゃないか。あるいは通産省と北海道開発庁との協議ということになります。さらに全国的な調査、その中における開発会社の地位、それから開発会社の性格というものも、もう少し全国的な調査をするにふさわしいような、あるいは先ほど問題になったような点、あるいは大会社あるいは中小企業、それぞれの地域に即応した調査、探鉱を進め得るような法制も考えなければならぬ、あるいは全国的な調査というものを考えなければならぬ、こう考えますが、北海道開発庁長官もおられますけれども、通産政務次官もおられますから、今後の方向について政府の方針を承りたい。

○国務大臣(川島正次郎君) 先ほど通産省の政府委員から御説明したとおり、日本にはまだ未開発の炭鉱資源がたくさんあり得るのであります。そこで今回補助金三億万円を計上いたしました。また北海道地下資源開発会社が

ある程度内地に進出するということが、いわば探鉱ブームが起きまして、優良な、資源の高い炭鉱を発見し得る機会じゃないかと思ふのであります。貿易自由化等に備えまして、私どもは十分この点に力を入れたい、こう考えておるのであります。先ほど来通産省の政府委員が言うように、三十七年度の三億で足りなければ、さらに三十八年度には補助金を増しまして、ますます探鉱事業というものを盛んにいたしたい。これが政府全体としての考えと私どもは考えております。

○吉田法晴君 それは一応通産省のほうから答弁を聞いたのですけれども、ワケをはずして全国になる機会に、それから探鉱調査についての拡大をしたというならば、その探鉱調査について、北海道開発会社の形が北海道だけでなくなったわけですか。これは北海道を中心にするわけではあるけれども、北海道以外に出ることは、この法案が通ればあれすので、ですから全国的なブームから、国なりあるいは特殊法人なり、これは国の施策を特に代表するものですけれども、それがどういふ分野を受け持つのか、あるいは大きいところ、あるいは三億のとにかく補助金もあります、中小を通じて探鉱を助成していくのは、どういふ分野を受け持つのか。さつき北海道資源開発会社とそれからその探鉱会社、民間会社との調整の問題が出ましたけれども、それだけでなく、全国的にそう

いう点を考え、そうして政策の中に形として織り込まなければならぬのじゃないか。拡大するだけじゃなくて、その会社でやること、あるいは特殊会社でやること、それも性格も全国的になればその形態も考えなければならぬ。それに関連してどういふ分野を受け持つのか。あるいは助成の方法について、中小なりあるいは大手についてどういふ方策をとるのだという点を今からきめていかぬと、ただ調整は何とかしなましようでは、それは絵にかいた餅にもちになるから、その具体的な方策なりあるいはどういふ形で探鉱の助成をやるかということも、両省なりあるいは鉱業審議会が知りませんが、そういう場面でも、もう少し範囲の広い場面で検討してきめるべきじゃないか、こういうことを申し上げておるのですが、いかがですか。

○政府委員(川出千連君) ただいまの御質問に対してお答え申し上げます。現在地下資源開発審議会というものがございまして、これを設置法を改正いたしますが、鉱業審議会というところに衣がえをした案が提出されております。鉱業審議会におきましては、従来地下資源審議会が技術を中心にした審議会でございますので、これを広くもつと今後の鉱業のあり方全般についていろいろ審議をいたすことにしておるわけでございます。その中にたゞいま御質問のございました探鉱活動を全国的に見てどういふようなやり方でやっていくかというようなことも、当然重要議題の一つでございますので、鉱業審議会ができましたら、さっそく審議に

入りたい、こう考えております。

○吉田法晴君 探鉱のやり方、その中で国なり、あるいは特殊法人なりの受け持つ分野あるいは民間業者の受け持つ分野、その他検討をいただくということですから、それに待ちたいと思うのですが、関連をして前問題になったおきかと思ふのですが、この国会に石油業法、これは通産省の問題ですが、石油業法というのが出ております。これは石油精製業の認可その他を中心にして、関連をして買い取り機関の構想もございまして。自由化に備えて国内の地下資源あるいは準国内地下資源といひますか、アラビアあるいはボルネオの石油まで含めて、どういふ工合に今後規制がありませんが、保護していくかという観点から構想がなされておる。ところが今問題にしております非鉄金属関係については、そういう構想はない。前に徳永通産省の事務次官が輸入をする粗鉱を含んで買取り機関を作つてプールのする云々という点もございましたが、こういう問題は、今のところ探鉱特定の会社の仕事に関連をいたしますけれども、地下資源、この場合は非鉄金属でありまして、この買取り機関について何らかの構想はないかどうかという点が一つ。それから価格の問題もございまして、探鉱することによって鉱床あるいは品位のいいものも発見されて、全体として実績の〇・一〇云々という点もございまして、それだけで今後の自由化に備えて十分だとはいえないと思ふ。価格の問題というものは、これは石油、石炭の場合と同じように問題になるかと思ふのでありますが、この

価格の安定方策について支持価格制というか、何らかの構想があるはずだと思ふのでありますが、これらの点についてどういふ工合にお考えになっておられるか。この前のときに阿部委員から質問になった点でありましたが、鉱山局等から御所見を承りたいと思ひます。

○政府委員(川出千速君) ただいまの御質問についてお答え申し上げます。非鉄金属の自由化に際しましては、徳永構想という一種のブル構想と申しますか、買い取り機関の構想が確かに通産省でも検討したわけでございまして、けれども、いろいろ検討しましたが、なかなか問題の点もありまして、たとえば統制色が非常に強くなるというような観点もございまして、結局関税を引き上げた。一本関税で国が保護するという方針に踏み切ったわけでございまして、しかし緊急に相場関係、その他で海外からたくさん入つてきて、国内に大きな影響を与える場合は緊急関税制度を弾力的に援用することによって、これに対処をいたしたいというふうな考え方で、関税の暫定引き上げを考えておるわけでございまして、なお、買い取り機関等の問題につきましても、これはいろいろな御意見があるかと思ひますが、先ほど申し上げました鉱業審議会等ができましたれば、そこでさらにまた議題にしてもよいかと思つております。

いたしておりますが、石炭は石炭で考へております。先ほど安定法案なり、あるいは買い取り機関という構想からされるかと思ふのですが、石油の構想に比べて、石油よりもっと弱いものを含んでおる非鉄金属についてそういう点について考えなければならぬという点は、徳永構想にありませんが、徳永構想が出てきたゆゑんとして問題があるという点はこれは御存じだと思ふ。それからあるいは石油等に比べてそういう構想が足りない、欠陥があるという点をお考えになりませんか。関税だけで対処していき得るとお考えになっておるのですか。そこで石油等に比べて非鉄金属の場合については買い取り機関なりあるいは価格の問題なり、それをどういふ形式でやつていくかは別問題にして、考えなければならぬ問題だという点はお考えになっておりますかどうか伺ひたい。

○政府委員(川出千速君) いろいろ御意見があるかと思ひますが、二年にわたつて、需要業界と鉱山業界が関税をどういふふうにするかというところで大へんな議論を行つたわけでございまして、その最終的な結論といたしまして、需要業界は関税をさらに低くしてもらいたいということございまして、これにつきましても、二年半三万円の従量税をかける。あと二年についてはそれを三万円下げまして二万七千円にするという鉱山業界の一致した案を通産省としましては了承したわけでございまして、需要業界としてはトン当り三万円というのは相対的な価格から見ると高くなりますのであれかと思ひますが、国内資源のほうも非常に重要でございしますので、その点業界もまとめたわけでございまして、

○吉田法晴君 問題点はお気づきになっておる、一応政府としては折衝の経過もある、一応それでいきたと思ひますが、先ほど審議会でも検討する云々ということ、これは客観的に見て、石油その他で考えれば、石油でさえ考えられておる点が、その鉱業政策についてはこれは不十分だという点はみんなが認めておる点のようでありまして、私は委員会としても、衆議院のようには鉱業政策委員会等を作つていただくということは一つの問題として研究問題だと思ふのですが、政府として審議会でも検討してもらいたいということですから、これは検討を要望いたしまして質問を打ち切ります。

○委員(武藤常介君) 他に御質問はありませんか。——他に御質問がなければ、本案の質疑は終局したものと認め、これより討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べをお願いいたします。

○中田吉雄君 皆さんの御許しを得まして、ただいま提案されている一部改正法案に対して附帯決議の案をお諮りいたします。それでは朗読させていただきます。

北海道地下資源開発株式会社法のの一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、本法の施行に際し、現在わが国地下資源産業が鉱産物の貿易自由化を目前に控え、激しい試練に直面している実情に鑑み、国内鉱物資源の必要性と重要性を深く認識し、その積極的開発と安定的供給を図るため、速やかに次の諸施策を講ずべきである。

一、北海道地下資源開発株式会社の在り方を根本的に再検討し、経営の効率化、健全化をはかると共に、その積極的な活用について適切な措置を講ずること。

二、会社が北海道内外において探鉱並びに地質調査事業を行うに際し、一般業者との競争を避け、それぞれ分野において能率的に活動するよう措置すること。

三、探鉱に対して国の総合的助成策を樹立し、特に、探鉱補助金の画期的増額をはかること。

四、国による地下資源埋蔵地域の基礎調査を積極的に推進すること。

以上であります。

御一読いただければわかりませんが、特に小さい改正案のようですが、地下資源産業の開発に對し探鉱について国が果たすべき役割について御認識をいただきますなら、大へん仕合わせに思ふ次第であります。

一例を申し上げますと、フランスにおいては一九四〇年に内地で油が七万一千トンでした。ところが、一九六一年——昭和三十六年には二百七十七万トンになっている。イタリアはたつた二千万トンであったものが、ガスを含めて二百七十七万トン、西独は十六万八千トンでありましたものが、実に六百二十万トン、わが祖国日本は昭和十五年

に二十九万八千トンでありましたものが、たつた六十一万トンで倍であります。また探鉱予算の国の助成を見ますと、フランスのサハラの問題は別にしましても、画期的であります。たつた十五万五千トンしか出ないイギリスにおきましても、政府その他国際カルテルを持ちながら、技術センターの要請として、たつた十五万五千トンしか出ない石油資源を内地の大へん宝のように大切にしているわけでして、ぜひとも探鉱活動の重要性を特に担当の長官であられます川島長官において御認識をいただいて、自由化を控えて大いにこの問題が前進しますことを切望いたすものであります。

本法案に対して社会党としては賛成をし、ただいまの附帯決議に賛成のほどをお願いする次第でございまして、

○鈴木幸弘君 私は自由民主党を代表しまして、本法案に賛成し、あわせてただいま中田委員の提案になりました附帯決議案を付することに賛成いたすものであります。

○田畑金光君 私は民主社会党を代表いたしまして、ただいま議題に供された北海道地下資源開発株式会社法のの一部を改正する法律案に賛成し、中田委員から提案されました附帯決議にも同時に賛成いたします。

○委員(武藤常介君) 他に御発言がなければ、討論は終局したものと認め、これより採決に入ります。本案に賛成の方は挙手を願ひます。本案に賛成の方の挙手は願ひます。

〔賛成者挙手〕

○委員(武藤常介君) 総員挙手と認めます。よつて本案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたします。

たしました。

次に、討論中に述べられました附帯決議案について採決いたします。本附帯決議案に賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(武藤常介君) 全員挙手を認めます。よって中田君提案の附帯決議は、全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

なお、本院規則第七十二条により議長に提出する報告書の作成等につきましては、慣例により委員長に御一任を願います。

ただいまの決議に対し、川島國務大臣から発言を求められております。この際、これを許します。

○國務大臣(川島正次郎君) 本案に對しまして附帯決議がされました御趣意はまことにごもっともでありまして、政府もかように考えておるのであります。これを尊重して今後運営をいたしたいと考えております。

○委員長(武藤常介君) 次に、中小企業団体の組織に関する法律の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行ないます。質疑のある方は順次発言を願います。

○近藤信一君 今回の改正で商工組合は同業組合の性格を持たせるようになると思いますが、わが国では、戦前、重要輸出品同業組合、それから重要物産同業組合、そうしたものがあつたが、これらと今度生まれようとするところの商工組合とは一体どんな点が違つて、またどんな点が同じであるか、まず、この点からお尋ねいたします。

○政府委員(大堀弘君) 非常に広範にわたりますが、概要を申し上げます。

と、戦前の重要輸出品同業組合あるいは重要物産同業組合におきましては、法律の目的が、組合員が協同一致して営業上の弊害を矯正して、その利益を増進するという目的に相なっており

ますが、従来の団体法は御承知のように経営の安定ということが目的の中心になっておりましたが、今回の改正団体法によります場合は、商工組合が中小企業者の公正な経済活動の機会を確保して経営の合理化及び安定をはかつて、国民経済の健全な発展に資するという点で、書き方は違つておりますが、やはり同業界全般の合理化のために組合が活動するという趣旨でございまして、大きな点から見ますと同一な、類似の目的になっておるといふ点にあらうかと思ひます。

組合の設立につきましても、戦前のものは、地区内の同業者の五分の一とあるいは三分の二の同意が必要であるというようになつております。今回の改正法案では資格者の二分の一以上が組合員となる必要である。組合員の資格等につきましても、大體において同じ趣旨に相なつておるわけでございます。地区も、やはり一定地域といふことを戦前でも規定されておりますが、今回も、改正法案によつて「又は二以上の都道府県の区域」ということになつてしまつて、なるべく一つの地域内の同業者が広く入れるという態勢にいたし、また、しかも地域を一定地域といふことになつたわけでございます。いまして、この点も、そういう趣旨からいいますと、類似の方向に

入っているわけでございます。加入等の面につきましても、戦前はやはり同業組合におきましても、さ

うでございますし、戦前の商工組合法等におきましても、強制加入の制度あるいは設立命令等の規定がございしたのでありますが、その点は従来の団体法の規定の範囲にとどまつております。非常にこの点は、戦前に比べると、限定的に運用される建前になっております。

事業の点につきましては、同業組合的な活動をいたしますので、その面においては、ほぼ違ひはございませんが、法律の建前は戦前と戦後と、だいぶ変わつておりますので、書き方等はいろいろ違つた規定がしてあります。趣旨におきましては、今回の改正によりまして、商工組合を同業組合的な団体といふことに進めていきたいという点で改正案を提案いたしておるわけでございます。

○近藤信一君 そこで過去の同業組合が、戦時中の商工組合は非常に統制的な色彩が濃厚でございまして、したがつて、今回商工組合が同業組合の性格を持つようになりまして、統制色が非常に強くなる危険性があるんじゃないかと思ふのです。戦時統制のような形にいくようなことで心配がされることも当然だと思ふのです。そこで商工組合を統制の一つの手段にしようとする考えがあるのかないのか、この点をお伺ひいたします。

○政府委員(大堀弘君) 私どもは、さうに考えていないわけでございます。が、今回、従来の団体法の規定では、経営の安定のために調整行為がで

き、これはもちろん不況要件のありま

す場合に限りまして、戦後の場合は、原則的に団体は中小企業者の組織という建前をとつておりますので、必

要な場合だけ大企業を中へ入れなければ全体の統制がとれないという場合に、中小企業の自主的な立場から、大企業の参加を認めるという建前になつておりますが、その点も非常に質的に違つておると思ひますが、今回の改正におきましても、私どもの改正案では、組合の設立の段階におきまして、不況要件を撤廃いたしてござい

ます。調整行為を撤廃いたします場合は、もちろん従来と同様に不況要件を必要とするという前提でござい

ます。その他の条件も、輸出価格の点には多少変わつておる点もござい

ます。その他の点には変化がないわけ

でございます。ことにアウトサイダーの規制命令につきましても、戦前の場合は御承知のとおり、組合の統制に従うという命令の形で出ておりましたが、今日の今の法の改正では、員外者規制命令は、政府が別の命令を出して、それによつて拘束をするという建前をとつておるわけでございます。私どもとしては、組合の運営によつて業界の秩序を保ち、経営の安定をはかることがねらいでございまして、統制の具にするという考え方は毛頭持つていないわけでございます。

○近藤信一君 この前団体法ができましたときに、これが消費者を圧迫するのではないかといふことで非常に心配がしたのです。今度の改正案では、不況要件を撤廃するし、さらに不況カルテルのほかに合理化カルテルを認めるようになるのでござい

ます。消費者の利益を圧迫する危険性が強くなるようにも考えられるのでござい

ます。不況要件を撤廃して調整事業、すなわち不況カルテルが実施しやすくなる

のでは、消費者や、それから関連事業者が困るので、不況要件の撤廃と、それから不況カルテルの実施要件について、どんな変化を持つものであるか。それから合理化カルテルの名のもとに、価格の引き上げをさせないためには、どういふ監督をされるつもりであるのか、この点をお伺ひします。

○政府委員(大堀弘君) 先ほどちよつと申し上げましたように、組合は調整行為をいたします場合には、従来と同様に、やはり不況要件その他の前提条件が必要でございまして、その点につきましては従来と変わりはございません。輸出につきましても、価格の協定について若干従来より取り扱いが緩和されるわけでございますが、その他国内向けにつきましては、従来と変わりはございません。したが

考えておりますし、価格、数量等の協定ということになりますと、これは合理化カルテルではなく、やはり不況カルテルのほうの調整行為に入って参りますので、その面についても、消費者に迷惑をかけるという心配はないものと考えておるわけでございます。今後、運用の面につきましても、その点は、私どもとしまして監督の面で十分注意をして参りたい、かように考えておる次第でございます。

○近藤信一君 公取は、この点どういふふうに考えておられますか。

○政府委員(佐藤基善) 商工組合につきましては、先ほど大堀長官からも御説明がありましたが、設立要件としての不況要件ということはお話のとおりなぐなりましたけれども、その商工組合が、いわゆる不況カルテルを結ぶ場合には、従来と同じ要件でなければならぬということになっておりますので、私のほうとしては差しつかえないものと思っております。

なお、合理化カルテルは、今度新たにできたのでありますけれども、合理化カルテルにおきましても、技術の向上とか品質の改善とか、原価引き下げというふうな、社会的に見ても、また消費者の立場から見ても適当な目的であるのみならず、数量、価格もしくは加工賃に不当な影響を与えるものはやらせないとということになりますので、差しつかえないと考えておる次第であります。

○近藤信一君 現在商工組合では、不況の場合でも、なかなか価格制限はできにくいようになっております。しかしながら、一方協同組合においては比較的簡単に組合の経営、経済事業の一

つとして価格協定を行なっております。一般消費者の日常生活にきわめて密接な関係のあるパン、牛乳、みそ、うどん、そば、これらの値上げが、みな協同組合の価格協定という形で行なわれていることも事実でございます。これらの価格協定が消費者物価に直接響いてきていることも事実です。

で、物価安定対策の面からも、協同組合が容易に価格協定を行なわないよう厳重に監督、指導すべきであると思ふのですが、どのようにして監督、指導される方針であるのか、この際は、はっきりとお伺いしておきたいのであります。

○政府委員(大堀弘君) 事業協同組合が価格協定をやっておりますことは御指摘のとおりでございます。これはまあ協同組合法ができました当時以來、これを共同事業として認めるという取り扱いをして参っておりますのでございしますが、私どもとしまして、これは協同組合でございますので、同様に集まっております特定の事業者が共同で仕事をするという建前で、価格の面につきましても、現に共同販売事業であるとか、あるいは共同購入事業とか、こういったことも組合としてできることと相なっておりますので、価格の面につきましても協定をするということが認められて参っておりますわけでございますが、これがまあ最近、特に物価の問題から見まして、消費者のために非常に影響がある場合があるのではないかとということにつきまして、私どもも三十五年に閣議決定がございましたが、通牒を発しまして、価格協定をした場合は、当該の都道府県等に

届け出をするようにされておるわけでございます。まして、届け出を受けて、もしその間に価格協定において、独禁法に即する一定の取引分野における競争を実質的に制限して、不当に対価をつり上げるといったような事実がございす場合は、これは独禁法の場合で公取のほうで取り締まりになるわけでございますが、私どももその趣旨に沿って、価格が高くなり過ぎる場合は、行政指導で、これを改善していただくという趣旨におきまして、今日まで行政指導をして参っておりますわけでございます。最近、さらに重ねてこの取り締まりの趣旨を徹底します意味におきまして、従来、事後に届け出るということになっておりましたが、その価格協定を実施する二十日前までに所管の官庁に届け出るということにいたしました。十分その内容について審査をして行政指導に遺憾なきを期するように通達をいたしておるわけでございます。今日までやっております点は、以上のとおりでございます。

○近藤信一君 これは公取にお尋ねするのですが、環境衛生業法のときでも、いわゆる価格の問題については上げないのだ、こういうことが、あのときの論戦の中心だったと思うのです。しかしながら、その後ずっと見てみますと、環境衛生業のあらゆる旅館、パームネット、理髪等々が、次々と値上げを実施しておるわけなんです。こういう点について公取はどういうふうに考えておられますか。

○政府委員(佐藤基善) 環境衛生関係の営業におきまして、いわゆる基準価格をきめる。そのきめることにつきましては、公取は協議をいたしまして、その協議の内容におきまして、できるだけ上げないように、しかしながら、一方においては衛生的な見地から不当に下げても困るのでございますが……まあそういうことで、基準価格はきまっておりますが、実際上の問題としては、お話のとおり基準価格より相当高くなっております。私のほうといたしまして、これは非常に注目をしておる点でございます。これがいわゆるカルテル行為によつて高くなくなつておるのか、あるいはカルテル行為によらずして、各業者が単独で上げておるのかという点が、結局われわれのほうで取り締まるかどうかという境目になるのでございまして、われわれのほうといたしまして、消費者に非常に影響を与えるものでありますから、十分調査しております。ただし、現在におきましては、特定なものを除きましては、価格協定をやっておるために高くなつておるといふのは、まだ発見するに至っておりません。しかしながら、消費者に対する影響が非常に大きいのでございまして、われわれのほうといたしまして十分注意しておる次第でございます。

○近藤信一君 今、公取委員長が言われましたように、最初法案の出たときには、そういうことは非常に心配にわたつたので、いろいろとそういう点も追及されたのでございしますが、その後やはり、業者が協定で上げたのか個人で上げたのか、それはどっちかしらぬが、どんどんと上がつてきておると、こういう話でございますが、やはり協同組合が容易にできるようなれば、今、大堀長官が値上げの問題について、いろいろと監督するというお話でございます。この作りの一つの目的というものが、私は、まあいろいろな面から考えて、コストの引き上げや何かのことも考えて、いわゆる販売価格の問題なども含まれておるのではないかと、こういうことは私は非常に心配するわけなんです。この点、あなたのほうで、今後そういうことは絶対にないんだと、こういうふうな自信がございまして、

○政府委員(大堀弘君) 商工組合に対しましては、非常に不況の状況になりました場合であつて、しかも過当競争で非常に値下がりをしたというふうな場合に、これは協定ができる、まあこれが大体の客観情勢でございます。私どもは、中小企業の場合は特に過当競争が激しくて、適正価格以下にむしろ価格が下がつて、経営の安定を害し、あるいは輸出の場合等におきましては、特にそのために国際的に損失もこうむるというふうな場合もあるわけでございますので、そういう場合の価格協定でございまして、どちらかといえば、非常に低過ぎるものを適正価格まで維持するようにするというのが法の趣旨かと考えられるわけでございます。まして、そういう趣旨で、私どもとしましては、今後も協定について監督をし、指導をして参りたいと考えておるわけでございます。

協同組合の場合は、これは、ただいまの規定と違つたわけで、従来のおりの規定によつておるわけでございますが、この点につきましても、私どもはやはり大企業でございすれば、大き

な企業が相当大きな分野で自分の品物を売っておりますが、その建て値をきめるといふような場合と比べて、中小企業の場合は、何十人かが集まって値段を協定して、統一価格で売るといふようなことは、同じような立場に立たせる意味かというふうな考えられま

す。私どもも、やはり過当競争によつて不当に値段を下げておるのを適正な価格に維持させる、そういうものを認めるということが趣旨かと考えますので、そういうような意味で、不当にこれを利用、悪用して市場を支配し、あるいは不当な値上げをするといったような事態に対して、厳重な監督をして参る必要があるかと、かように考えております。

○吉田法晴君 私は、近藤委員の質問に関連をして、この法律と、それから中小企業団体による価格、まあ適正価格と中小企業庁長官は言われましたけれども、価格を引き上げる作用をしておるのじゃないか、あるいはそれが独禁法との関係はどうなるのか、こういう点から、物価問題についてお尋ねをいたしたいと思ひます。

まず、今も質問がございましたこの団体法改正の主要な問題点になつておる商工組合の事業内容を拡充するといふ名のもとに、商工組合の生産販売価格等に関するカルテル行為、これが非常に広範に認められることになるのではなからうか、その中小企業団体、商工組合の価格あるいは販売に関する申し合わせと言ひますか、共同行為が、最近では消費者物価の高騰の一つの要素ではないか、それが理由は、まあサード・ビスに関する部門が上がるのは、これはしょうがないじゃないかという言い

わけがなされておりますが、それが物価安定総合政策の中で、価格協定を厳重に監視するという趣旨の方針と矛盾するのではないかと、あるいはこれについて独禁法を守つておられま

す公正取引委員会としては、どういう工合に考えておきたいと思ひます。○政府委員(佐藤基君) 最近の物価が上がつてきたことにかんがみまして問題となりますのは、協同組合の価格協定であると思ひます。

協同組合の価格協定につきましては、独禁法におきまして、小規模事業者の相互扶助を目的とするものは独禁法を適用しない、すなわち、価格協定は自由だといふ建前になつております。しかしながら、そのことをきめた独禁法の二十四条のただし書きにおきましては、その場合でも、不当に価格を引き上げるような場合は、独禁法を適用するということになつておるのです。

そこで、ある協同組合の価格引き上げが、この独禁法二十四条の本文それだけで考えられるのか、ただし書きに言う不当な対価になるかという問題がありまして、現在若干の事件について、それが不当対価の引き上げかどうかというところを調査しているものもあります。いづれにいたしましても、協同組合については、そのくらいであります。今、中小企業団体法の商工組合につきましては、カルテルにつきましては、はっきり不況要件をきめております。通産省から協議を受けまして、これをきめておるので、これによつて価格が不当につり上げられるということ

は考えておりません。ただし、それらの組合が、不況カルテル以外の、法によらない協定をしている場合におきましては、これは当然独禁法の問題になると思ひます。

○吉田法晴君 あとのほうで、不況要件に該当するかどうか、一般的に不況であるかどうか、あるいはその業界に不況を起すような不況要件が適用されるかどうか、これはまあ、抽象的に今御答弁になりましたけれども、協同組合の部分を含めて、本来の建前から言うならば、個々に審査をされなければならぬのでしよう、若干の例について検討をしていくというふうなお話でしたけれども、たとえば牛乳だとかあるいはとうふだとか、まあ最近の物価値上がり事例の中であげられておる、論ぜられておる幾つかの問題が、そのどっちかに関連をしておりますね、あるいはパンだとか——そうして事実上、そういうものとの協定といひますか、これらの値上がり、やはり物価の値上がり

のうちの重要な部門をなしていることは間違いない。一つ一つについて商工組合の不況要件に該当するかどうかという点を中小企業庁は検討され、あるいはそれを公取としても検討をせられておるか、あるいはせられておらないか、結果から言つて、次々と上がつていくことは事実であるが、その行為が独禁法に違反するかどうか、通産省に届けられて、それが不況要件に該当をして、許された不況カルテル行為だと、こういうことが実際にはあるの

でしようけれども、その結果としてまあ上がつて参る、したがって、そういうあれを個々にチェックするか、それから全体としてチェックするか、あるいは独禁法の勵行と言ひますか、公取から考える監視が、全体としてこれが行なわれるかどうかというところも、やはり一つの問題があると思ひます。その検討は、まあ結論は出ないかも知れませんが、個々の若干のと言ひましたが、その個々の事例の中で問題になる点は、やはりあるの

なからうか。それからもう一つは、この独禁法緩和の……、物価対策の中で、初めは独禁法の強化といふのですか、そういう線が政府から出されたこの中にもあつたやうですが、最終的に決定した分からは除かれておるという実情もござい

ます。すし、全体のこういう協同組合なら協同組合等の、こういうカルテル行為について、公正取引委員会として、どういふ工合にお考えになりますか。——個々の問題、それから全体のことについて。○政府委員(佐藤基君) 先ほど若干の問題と申しましたのは、現在審査中の事件で、パンの値上げの問題、菓子パンの値上げの問題、それから石油の値上げ問題等につきまして現在審査中であり

ます。私どものほうにいたしましては、一般的に申しまして、具体的事件が起つた場合に、それが独禁法に違反するかどうかを取り扱うものであります。して、一般的に指導するといふ面は、むしろ通産省のほうでやりになることが適当じゃないかと思ひます。なお、今度政府のおきめになった物価対策の中で、独禁法強化という字が変わつたというお話、これは私直接関係ありませんが、政府のほうで、そうお変えに

なつたようであります。私どもの立場といたしましては、この独禁法の勵行といふことは、物価が上がつたからどうの、上がらぬからどうのという問題じゃないので、常に一生懸命やつておるわけでありまして、まあ、物価が上があれば、特に目を光らせなきゃならぬという点はありますが、政府のきめられた要項に、強化という字があるのがなからうか、私どものほうの態度としては変わらぬと、こう思つております。

○政府委員(大堀弘君) 私ども監督の立場のほうにいたしまして、先ほど申し上げましたように協同組合の価格協定につきましては、最近さらに監督を強化する意味におきまして、協定を実施する二十日前までに都道府県等監督官庁に届出をせよということにいたしました。不当な価格の引き上げ等によりまして、消費者または需要者の利益を害する等、その内容が諸般の事情を勘案して適当でない認められるものにつきましては、関係組合より説明を聴取いたさせまして、その内容の是正または取りやめ等、不当な場合におきましては、組合に対して勧告をいたしまして、これを直させるよう行政指導をするといふことを通達いたしておるわけでございます。これは公取委員会のほうで法律に基づいて監督をされるのは別途に——私どもがこういう指導をいたしまして、もしその内容が不当であれば、もちろん独禁法の取り締まりを受けるわけであり

ますが、われわれといたしましては、所管各省に対して、そういった趣旨で指導するようにいたしておるわけ

です。

でございます。

○吉田法晴君 この団体の改正にも、先ほど申し上げましたようにカルテル行為を拡充しようという意図が表れておるのではないかと、こういう感じがするんです。従来は、まあ不況対策あるいは自由化に備える企業の大規模化等というような議論と関連して、独禁法を非常に軽視しよう、だんだん骨抜きをしようという動きがあったのではないかと感じがするわけですが、さきに決定されました物価安定総合対策の中にも、そういう独禁法軽視の態度が現われているのではないかと、こういう感じがするのですが、物価対策に関連して、若干その点を御質問申し上げて参りたい。

これは経済企画庁だと思ふんですが、経済企画庁来ておられますか。——三月九日に決定された物価安定総合対策は、二月二十二日の経済関係懇談会で了承された原案に、一項目が新たに加わったほか、若干の表現上の修正が行われた等聞いている。その変わった点は、第一に、原案では単に物価となつていてところを、「物価特に消費者物価を安定させることが是非とも必要である」という工合に変更された。それから第二に、第三項目で、原案では独占禁止法の運用を強化しとなつておるものが落ちたと聞いておりますが、そういう修正はなぜ行なわれたのか。その点をこれは責任者は経済企画庁ですから、経済企画庁の政務次官からお答え願いたいと思ひます。

○政府委員(菅太郎君) お答えをいたします。この「特に消費者物価」ということを書き加えたのは、御承知のとく、消費者物価が、ずっと引き続い

て上がりの勢いになっていて、一月では前年同月比八・三という上昇を見ております。卸物価のほうは、ずっと九月以来下がっております。十二月末やそれが停頓し、一月若干微増しましたが、卸物価のほうは、まだまだそういうふうな大体順調にいつておりますが、消費者物価のほうは、今申し上げましたように引き続いて増勢でございます。かつ、この消費者物価のほうに国民生活、家計に響く影響が特に甚大でございますので、そういう意味で、当面の物価対策の影響が、やはり消費者物価を重点において政策立案をいたしましたほうがいいのじゃないかと思ひますので、「特に消費者物価」という文字を加えたのでございます。独占禁止法の運用の問題でございますが、これは別に重大な意味があったものではございません。変更いたしました内容は同じ趣旨でございます。

ただ、独占禁止法の問題につきましては、対外競争力の強化とか、貿易面において、ある意味においては、一つの何といひますか、これを緩和するということも少し意味がございしますけれども、そういう意味の措置も、一面必要であるし、国内物価対策としては、やはりこの運用を強化して、この違法な協定等は取り締まらなければならぬという面もございします。そこら辺が微妙になりますので、これは総合物価対策でございますから、運用をきつくる。違法協定を取り締まる面も、今まではございしますが、それを全般を考えた上で、今申しましたような「運用」という表現にいたしましたのでございまして、内容において、物価対策については同じ趣旨で貫くつもりでござい

いたします。

○吉田法晴君 消費者物価の値上りが著しいし、国民生活に与える影響は、消費者物価が直接響く問題だから、消費者物価を重点においたと言われるけれども、消費者物価がなせ上がったか。あるいは生産性は向上をしながら、その生産性向上が、物価の値下りに影響をされるので、そこにも独占禁止法に触れる問題があるのではないかと、こういうことで消費者物価だけを問題にしたのでは、消費者物価値上り防止の対策にはならぬという意味で、これは卸売物価の問題も取り上げなければならぬ、物価問題全般として取り上げなければならぬと思ふのですが、議論はあつたと思いますが、独占禁止法の運用を強化するという字句が落ちたのは、対外競争力云々もあり、しかし国内問題もあるから削つたのだけれども、意味は同じだ、こういうことを言われますけれども、今までの実績からいって、先ほど環境衛生法に伴つて、あるいは団体組織法の運用でも、過去において法案成立の際に指摘された弊害といひますか、そういうものが、やはり現われておるのじゃないか、こういう具体的な取り上げがあつたわけですが、そして、それらを通じて独占禁止法の緩和という点が、経済界なりあるいは通産省で問題になっておるうちに、物価対策の場合にも、それを、独占禁止法の緩和という点は、こういうふうな削つたのじゃないか、こういう疑いを持つわけですが、具体的にしますと、昨年の九月以降、下降傾向をたどつてきた卸売物価が、今年の一月に〇・五%の値上りを示した。これは企画庁の月例報告によりますと、操

短による生産の調整、メーカーの市販自粛、買上げ機関の買上げ発動に基づく述べられておる。これらの価格つり上げのためのカルテル行為は、独禁法本来の精神にもとるものではないだろうか、現実には価格つり上げのための独禁法の存在を無視するがごとき行為が行なわれておる現在だから、独禁法の運用を強化するという字句を削ると、その傾向を助長する、あるいはこれは操短あるいは販売自粛あるいは買上げ機関の買上げ発動といったものは、ほとんど独占企業体に関連をするのだからと思ふのですが、それを独占禁止法の運用を強化するということを出さない限り、そういうものはチェックできないのじゃないか。削るのじゃなく、やはり総合対策を立てていくとするならば独禁法の運用強化という文句だけでなく、精神と実際の動きが必要じゃないかと考えられますが、経済企画庁の政務次官と、それから公取の委員長にお伺いをしたい。

○政府委員(菅太郎君) ちょっと、ただいまの御質問は何でございましょうか。月例報告を御引用に相なりましたですね。月例報告のどの部分でございましょうか、おわかりでございましょうか。

○吉田法晴君 これは卸売物価の一月の動向が値上りを示した云々……、三月ですか。その中に操短による生産の調整、それからメーカーの市販自粛、買上げ機関の買上げ発動ということが経済企画庁でも認められておる。その操短による生産の調整、メーカーの市販自粛、買上げ機関の買上げ発動というのは、これはカルテル行為じゃないか。あるいは独禁法の本来の

精神からいふと、これは違反するものではないか。その点は、それはあなたの方から、公取からも聞くところだが、したがって、こういうものをなくしていくという点からいふと、人為的な価格のつり上げ工作がなされている現状からすると、独禁法の運用を強化するという文句を削つた云々の精神から、そういう勢いは助長されるのではないかと、したがって総合対策の中にも、独禁法の運用を強化することは、はつきり最初の原案どおりうたわれるべきではないかということをお尋ねしているわけですが。

○政府委員(菅太郎君) わかりました。操短その他によりまして、公正な競争が、ある場合には効果を妨げまして、下がつていくべき卸売物価を押えているというやうな弊害のないようにすることがきつめて大切なことだと思ひます。

われわれのほうでも、総合物価対策においては、行政指導による操短の勧告などは、これはきつめて慎重にするやうなふうな趣旨をうたつてございします。その点は、公正取引委員会と十分連絡をしながら善処をするつもりでございまして、そういう意味で、いろいろの価格協定行為が違法にならないやうにすることは、きつめて重要だと考えております。これは物価対策、総合対策の一つの柱になつておるわけでございますが、ただし個々の行為の、これが違法かどうかの認定は、公取にこれをおまかせしなければならぬと思つております。さっきの強化という文字を削りましたのは、何せ、特にそういう面を弱くするという意味ではございしません。

さつき申しましたような意味で書きま
したので、やはり国内総合物価対策と
して、そういう価格協定のごときに対
しては、厳重に目を光らして、違法に
ならんようにしていくという趣旨は変
わらんわけでございます。

○政府委員(佐藤基君) 独禁法運用強
化の文字を削ったということは、これ
が誤解を招くと非常にいにくくなるわ
けなんですけれども、私のほうといた
しましては、先ほども申しましたとお
りに、独禁法の運用につきましては、
常に適正に公平に厳重にやっております
ものでございまして、政府がどうい
うことを言われようが、私どものほう
は、独立機関としてその職責を果たし
ていきたいと思っております。

なお、最近におきまして物価が相当
上がってきている。これは消費者保護
の見地から申しまして、これについて
は十分の対処を独禁法の範囲内でし
なければならんと思っておりますのであ
りまして、その意味におきまして、先
ほど申しました協定カルテル等におき
まして、物価が上がることがあつた困
るので、厳重な注意をし、ものによつ
ては事件として取り扱っているという
次第であります。

○吉田法晴君 独禁法の精神に違反し
ないよう、経済企画庁としても指導
している。公取委員会としても、本問
題について厳重に目を光らしている。
こういうことですけれども、経済企画
庁も認めるような、操短による生産調
整、メーカーの市販自衛、買上げ機
関の買入れがあるという、経済企画
自身も認めるほどあるのだから、やは
りそれは、口ではそう言われるけれ
ども、公取委員会の活動も不十分であ

た——結果から見てですけれども、不
十分であったということが言えると思
うし、独禁法の運用を強化するという
文字を削ったけれども、それは単なる
表現上の問題であつて、精神は変わら
んのだ。ところが、精神は変わらんと
言われるけれども、これは次官じゃな
いのですけれども、下のほうで事態を見
られると、去年の暮れからことしにか
けて、操短による生産調整あるいは市
販自衛があつた、買上げ機関の買
発動といったような、独禁禁止法に触
れる疑いのある行為が相当あつたと
いうことなんです。その建前の答
弁じゃなくて、もっとしっかりしても
らわなければならんと思うのですが、
そういう点から言つて、独禁法の運用
を強化するという点は、これは文章も
ですが、文章を離れて、同じ精神だと
いわれますが、方針としては強化する
ということですか。

○政府委員(菅太郎君) お話のように
これは、この操短その他のことは、や
はり厳重に監視をして、違法があれば、
それを押えていかねばならぬとい
う、この根本方針には終始変わつてお
りません。だから、そういう精神を貫
くというところは、この他のほうの影響
でも……、多少用語は変わりましたが
けれども、この方針は、少しも変わつて
おらないのでございます。

○吉田法晴君 具体的に承りたいので
すが、鉄鋼価格において、公販制度と
いう事実上の価格カルテルが実施され
ているのですが、この公販価格は、昨
年夏に一部修正されたのを除いて、過
去一年の間据置になつておる、この間
に生産は飛躍的に伸び、生産設備も著
しく合理化されたのであるから、公販

価格の据置というものは明らかに不当だ
と言わざるを得ません。
しかも昨年末以来、鉄鋼市況が悪化
してくると、鉄鋼メーカーは公販価格
を引き下げないで、生産制限を行なわ
れております。佐藤公取委員長は、八
日の記者会見で鉄鋼公販価格の引き下
げの要望を行なわれましたが、これに
ついて政府の方針を承りたい。

○政府委員(佐藤基君) 鉄鋼公販制度
につきましては、鉄鋼の重要性にかん
がみまして、低位安定ということをは
かりたい、そういう意味で、鉄鋼の高
い値段と低い値段とを大体通産省でお
きめになつて、その範囲においては自
由にさせるというふうには私は理解して
おるのであります。

そこで最近におきまして、鉄鋼の公
販価格は据え置かれておるけれども、
市中価格はだいぶ安くなつておる、そ
ういうときに、通産省におきまして減
産指示をしたというのであります。減
産指示をして、しかも公販価格は維
持する——維持を認めたのじゃないの
か、という疑いが起るわけなんです。
これは、消費者の負担において、生産
者は何も損しないで減産するというこ
とは、あまりおもしろくないのじゃな
いか。

そこで通産省に對しまして、はたし
て価格を現在のままで減産指示をする
のはいいかどうか再検討をしてくれと
いう申し入れをいたしました。目下通
産省のほうにおいて研究されておると
ころであります。もちろん通産省にお
きまして、私のほうとしては価格
が幾らというところは、ちよつと資料も
ないので、調査もできないので申し上
げかねると思うのであります。通産

省におきましては諸種の資料から結論
を出されることと思うのであります。
が、鉄鋼価格が原価幾らという調査は、
伺いますという、なかなかむずかし
いようでありまして、そう遠くない期
間に、何らかの結論を得られることを
希望しておる次第であります。

○吉田法晴君 鉄鋼メーカーの公販価
格については、私も述べましたし、公取
委員長も市場価格の低下は認められま
したけれども、公販価格は据え置かれ
ておるというところを認められたわけ
ですが、好況のときには需要が多いから
といって値下げできないと言つて、不
況のときには供給が需要を上回るか
ら値下げできるはずだということも言
えぬことはなからう。現在の公販制度
は、事実上独占価格維持のために働
いているのではない。独禁法の精神に
従つて公販制度を廃止すべきではない
かと、まあ考えるのですが、その辺は
いかがでしょうか。

○政府委員(佐藤基君) 公販制度は、
先ほど申しましたとおり、鉄鋼という
重要産業、これは鉄鋼を原料とする
ろいろな産業があります。また非常に大
きな企業で、これに働いている労働者
の数も多いことでありまして、日本の
産業という見地から申しますと、ま
た、あまり高くなることは困るし、ま
た、あまり安くなつて企業が危殆に瀕
することもある。いわゆる低位安
定ということをはかるべきである、そ

ういふ見地から独禁法上のカルテルで
はないが、見方によればこれに類似す
るようなことが行なわれている。しか
しながら、それにつきましても、通産
省も十分私の方と協議をいたしまし
て、独禁法の精神に違反しないような
運用をしようというところになつて
いるわけでありまして。

○吉田法晴君 通産大臣も、次官も
おられませんか、経済企画庁にお尋ね
する以外にないと思ひますが、好況で
生産が伸びても、あるいは合理化され
て設備がよくなると、やはり八幡その
他でもコストが下がる。しかも、生
産増強で一トンの鋼材の生産費は
下がる、ところがそのときには下げな
い、それから不況になると、生産制限
をやつて押える、こういう点は、直接
独禁法に違反するかどうかはわからぬ
けれども、物価の問題について、物
価の値下がり阻止する大きな作用に
なつておることは間違いないが、そ
で物価対策の面から、こういう鉄鋼業
者の公販制度というものは、その作用
を見ると、カルテル的な行為をや
る、物価対策として問題ではないか、
こう考えるんですが、実際に通産大臣
は、カルテル行為に對する独禁法の強
化という点については、閣議でも相当
抵抗をされた、こういう話を聞くと
すが、これは大臣が出ておられないか
ら、物価対策の面からいって、ある
いは独禁法違反の疑いがあるという公
販制度とか、あるいは生産制限につ
いて、経済企画庁として、どういふ工
合に伺つておきたいと思ひます。

○政府委員(菅太郎君) この独占禁
止法の上から申しまして違法であるかど
ういふことは、

ほうからこれを割り切ってお答えすることはできませんが、関係各省と十分協議をしなければならぬ根本問題だと考える次第でございますので、ちょっと、今ここでのお答えを差し控えたいと思います。

○吉田法晴君 それでは経済企画庁自身においても、あるいは通産省その他物価対策、これは閣僚懇談会ですか、何か委員会ができて、そういうところで検討をして、具体案は追って返事をしたい、こういうことですか。

○政府委員(菅太郎君) そういうことでございます。

○吉田法晴君 なるべく近い機会に伺えるようにお願いしたいと思ひます。

それからこれは、この間閣議でも問題になったときに、あとから私鉄運賃等も伺いますけれども、所得倍増計画の前に物価増になったという印象、それからその家計に及ぼす影響は、特に家庭の婦人等に響いて、池田内閣の不信といえますが、不人気の最大の原因が物価上昇にあった、そこで総理からも発言があり、あるいは閣僚の中からも、個々の物価あるいは公共料金の引き上げについても、待ったがかかったことと私は了解をしているのです、それが、それだけに物価対策というのは、伺っている中身があまりないようですが、具体的に効果の現われる対策が立てられるならば、参議院選挙の前に選挙対策として、一応物価対策は取り上げるのだ、こういう姿勢、広告だ、こゝろいわれても、これはしょうがないですね。実際効果が現われて、物価の値上げがとまった云々ということにならなければ、今の所得倍増計画による物価倍増による池田内閣の不人

気、今の政府の不人気というものは、これはとどめるわけに参りません。

そこで、今の回答もなるべく近い機会に願いたいと思ふのですが、その次は、流通過程の合理化あるいは能率化がうたわれておりますが、政策として、具体的にどういうことをやるつもりなのか、また、これの小売商などに及ぼす影響はどうか、具体的に承りたい。

○政府委員(菅太郎君) この問題は、ただいまそれぞれの所管省におきまして具体策を練っていただいております最中でございます。でありますから詳しいことは、今ここで申し上げかねますけれども、この一般に、日本のことに消費物資におきましては、中間の段階が多過ぎる、あるいは中間の機構が何と申しますか、近代化されていなくて、あるいはその間における輸送の不便が多い、あるいは保存、貯蔵の方式が合理化されていないというような問題がありまして、そういう点につきまして、この際、各省の衆知を集めまして思い切った対策を講じたいと考えている趣旨であります。特に生鮮食料品などにつきまして重点をおいて参りたいと考えておる次第でございます。

○吉田法晴君 せっかく研究しているということですが、研究も、生鮮食料品あるいは中央市場について農林省で若干具体策が出ておることは承知して、いるところですが、総合対策はうたったけれども、その具体的な流通過程の合理化、能率化については、中間機構あるいは輸送という問題もございまして、そのたぐさんの小売商のいわば生活にも直接関係があることで、それが具体的な政策の方向によつては、

しわ寄せが大企業の、先ほど申し上げた価格の維持あるいは生産制限ということ、大企業のほうは全然触れないで、これは問題だといつておられるけれども、具体策がない。そして中小企業に、流通過程に一番問題があるというところで、それを省略する、あるいはマージンをしぼるということになりまして、小売商に影響をいたして参ります。あるいはそうでなくてさへ、金融引き締めの影響を受けておる中小企業にしわ寄せをされる、こういうことになりまして、その辺は、十分考慮の上で、具体案が立てられなければならぬと思うのですが、具体的に述べられませんか、それも、この次に譲りましょう。

それから総合対策に就いて、月末には個別対策が決定されるということですが、どういふ問題と内容を持つておるのか、個々についてはとにかくである、問題といひますか、それから考えを承りたい。

○政府委員(菅太郎君) ただいま各省といろいろと協議をしております、まだ腹案の程度を出ていないものが多いのでございまして、この際、ここで御披露申し上げる段階でないことを残念といひたい。

○吉田法晴君 総合対策は立てたが、中身はまだございませんとする答弁を承ることはたいへん残念でございます。残念なことは、こちらからお返しをいたしておきます。

この総合対策が取り上げられたときに、公共料金について閣議でも問題になったようですが、物価は押えるのだ、こゝろいひながら、公共料金は一つ一

つ、例外じゃ例外じゃということで上げていかれる。電力の場合もそうでした。それからその他の場合、たぐさうございませう、またしても私鉄の運賃の値上げ、あるいは東北電力の値上げ問題等が出てくる。さすがにこの間の池田内閣に対する不信の一番大きな原因だといひます。私鉄の運賃値上げについては、まだ認可をされていないようですが、電車——大阪、名古屋の市電を含んで電車については、すでに値上げを認可されたようです。経済企画庁長官は、一べんは私鉄の値上げについて、いや、それは値上げをすぐに認むべきではない、慎重に検討をすべきだといふことで、むしろ消極的な態度を途中で表明されましたけれども、最近に至つては、これは輸送力の強化の点からいって、交通難緩和の点からいって、これは個々に検討をして認むべきではないか、こういう新聞談話をやっております。それから運輸大臣もしかり。そして閣議でも問題になったけれども、市電その他の電車は認められた。

そうすると、一般にいわれているように、私鉄運賃の値上げも、もうこれは時期の問題だ、こういうことをいっておるんですが、しかし物価全体からいふならば、公共料金が一つ一つ、これは例外だ、これは例外だ、さつき、あなた鉄鋼等についても基礎、——基礎といひますか基礎云々のことを言われましてけれども、鉄鋼や何かについて、あれだけの独占企業が、生産性の向上を価格の引き下げに回せといひ

らいで、倒れる心配はもうあんまりませんが、私鉄についても、そういううなことがいえると思ふのです。値上げ抑制方針と公共料金の一つ一つの例外だといふ認め方は、社会党の申し入れではありませんが、例外の例外、例外々々といひたら、例外が原則になつてしまつて、例外でなくなつてしまふのじゃないか、こういうことがいえるわけですが、政府の方針を承りたい。

○政府委員(菅太郎君) 公共料金の問題は、実は非常に微妙な点がたくさんありますので、いろいろな角度から検討せざるを得ない要素があるわけでございまして。

根本的に申し上げますならば、一昨年の三十五年の九月に、電力公共料金を押えるという基本方針を定めて、以来、緩急の波が多少ありましたが、根本原則の極力抑制という方針は、ずっと一貫して参つてきたわけでございまして。その間去年の、三十六年の春には、少し強く当分の間一切行なわないという方針を立てておるときもございました。しかしながら、その後この極力抑制という基本方針はくずしません、だんだんやっておりますといふと、なかなか微妙な問題がございまして、たとえば市電等の問題が現われておりますように、すでに、はや五、六年も六、七年も上げてない、他の物価はほとんど上がつたが、ずっと釘づけになっておるといううな、公共料金なるがゆゑにずっと押えられてきたようなものもございまして、これらもあまり無限に、いつまでも押えつけておくわけにもいかないような事情もあると存じますし、それがもう一つ、これは非常に皮肉と申します

か、国鉄、郵便等の値上げをやりまして直後に、特に物価問題にビツチを上げて、急角度に、何と申しますか、総合対策をとらなければならぬような事情に追い込まれたというような事情などもございまして、国鉄、郵便の値上げ等の、特に国鉄との均衡上、あまりいつまでも押え切れないという部面も出て参った次第でございます。

これらが、政策立案の非常に苦心のあるところでございしますが、しかし最後に、物価対策上極力抑制という基本方針はくずれませんので、この方針は今日に至るまで堅持をいたしておる次第でございます。ただし去年の七月の二十五日の閣議了解にいたしまして、若干の例外を認めることにいたして、若くは、これは事業体の収支の悪化を抑制するものでございまして、これを認めて、これ以上値上げを抑制することが困難と認められる、そういう例外の場合に限りまして、これは例外と認めて、閣議の承認を受け、たまた、合理的な範囲に圧縮して値上げを最小限に認めていくという、こういう例外を認めた。そして原則は貫くという方針をずっと今日までやってきておるのでございまして。ただし値上げの影響が地方の小都市の範囲に限られて、全国的影響がないもの、あるいは消費者物価に影響がないと認められるようなもの、こういう軽微なものだけについて、物価対策上、そんなに重要視する必要がないものは、これは私鉄料金などにつきましても、運輸省と経済企画庁の相談の上、協議が成り立ちましたものは一部に認めておるものもございまして。しかし、こういう軽微な案件を除きまして、全国的影響があり、消費者物価に影響ありと認められ

るような、そういうものについては、今申しましたようなごく例外の場合、つまり収支をわけて悪化しておいて、これ以上押えておくのは、どうも、事業経営上、とてもこれ以上の抑制はできないと認められるものに限って、閣議を経て、しかも最小限の範囲で認めるという、こういう例外措置をとるという、この方針です。最近は一貫して参りまして、今回の総合物価対策においても、その方針を掲げておるのでございまして。

しかも、この最近の物価総合対策を、ごらん下さればわかりますが、一つ新しい問題が出て参りました。それは輸送力、日本経済全体の躍進に伴う輸送設備が、いろいろな意味において時代におくれつつある。この交通難の緩和、輸送力の増強等についても考えねばならぬのじゃないだろうか、輸送力の不足のゆえに、かえって物資の流通を妨げて物価の上昇の原因になっておる面があるという面から、今度の総合対策では、五つの項目でございまして、輸送力の増強については、これは特別に考えることにいたしておるのでございまして。そういう要因が一つ加わって参りました。したがって、今後私鉄の輸送料金の値上げなどにつきましても、今申しましたように、いろいろな複雑な考慮をめぐらしまして、根本の原則は貫きながら、今申したような点も考えながら対処していかなければならぬという立場にあるわけでござい

すが、今のような面から総合物価の極力抑制という原則に立ちながら輸送力の増強にも努めて、国鉄の運賃値上げ等との均衡も考えて、数年にわたる久しい公共料金なものがゆえの何といひ、か、釘づけになっておった状態も考え、かつ今のありまでするような社会の収支が多分に悪いものは、例外とまた考へまして、こんなことの総合的な検討の結果、まあ妥当と思うところの手を打ちたいと考えておるのでござい

めたいと、こういう発表がございました。それは閣議で、いやそれはきまつているわけじゃないじゃないか、こういう話があったという事です。消費者物価に影響する云々という点からいうと、たとえば輸送力の中でも、貨物を取り扱ってれば、貨物は全般的に消費者物価に直接響くでしょう。しかしこの貨物をほとんど取り扱わないで、人間の輸送を中心にしておる私鉄十四社の場合についても、これは公共料金金の引き続く値上げ云々という事で、一般の消費者物価に影響をすること、この点はあることでしょう。輸送力の緩和という問題と、それから消費者物価への影響というものを、どういう工合に調和させるか、ここが問題だと思ふのです。収支が著しく悪化をして事業経営にたえられなくなったものについて、これは云々ということですが、これはまあ世論がいろいろ、それからあるいは新聞や雑誌についてもいろいろありまして、あるいは赤字が出た、あるいは赤字で輸送力を運賃で増強しなければならぬということになると、それは値上げをしなければならぬけれども、しかしおそろくほとんどの私鉄が、バスをやっておると思ひますが、バスはもうかつておる。これは所によつて違ふかもしれないけれども、五年前後で、とにかく償却も終わつていくというので、それから電車の赤字をバスで埋めていくという事で、これはおそろく大部分の私鉄の場合には別会社になつておる、同じ会社でやっておるものもありまして、デバ

トをやつておる、あるいは動物園をやつておる、あるいはあります。あるいは土地会社をやつておる、あるいはあります。私鉄がもうけたものを、会社を作つて直接自分でやるなり、あるいは株を持つて関連会社でやつておる。そこでもうけておるという点は、これはまあ周知のところ。特に土地の値上げで、最近土地の投機というものが一番確実だといふことは、これはみんな言つておるわけだが、土地会社をやつたりして値が上つた。会社が別になつていけば、それが私鉄会社なら私鉄会社に直接来ぬかもしれないけれども、私鉄会社の独占事業として地方で占めておる地位を考えると、バスなり関連の事業を、これで相当まかなつておるという点はこれは常識でござい

ます。それから私鉄の経営を自身で見ても、自動車の点もありまして、別会社の分を除いても、益金が償却分を含んで相当のところに益金が上つておるという事は、これは否定することができないと思ふ。あれをもつて事業の経営が困難になつておる、これは、これは、經理の面からみても私は言えないのじゃないかと思ふ。それは、よし輸送力の増強に努めなければならぬという点、あるいはこれは認めなければならぬとしても、それは閣議でも問題になつたやうですけれども、それを運賃で、しかもこれから取る運賃で、とにかくあれをやつておる、これは間違ひじゃないか。電力の場合にも言われまして、あるいは借入金をするなり、そして償却をこれからの運賃でしていくというのとはわかるけれども、こ

これらの運賃の値上がりで増強していくというような、これは経営の方針として間違いないし、主としてそのことが一般物価の値上りに大きな役割をするとなれば、私は政治として、あるいは総合物価対策としては考えなければならぬことだと思ふのですが、その一二のあれも含んで、経済企画庁の次官は、それはせっかく苦心検討中でございます、考慮中でございますという工合に言われましたから、多少齋藤運輸大臣の、かつてのあれが閣議を通して変わったのか、こういうふうに考えられますが、その辺をひとつ伺いたい。

○政府委員(有馬英治君) 先ほど企画庁の次官からお答えいたしましたように、ただいま私鉄の運賃値上げにつきましては、経済企画庁と運輸省とが検討中でございます。齋藤運輸大臣の発言が引例されましたが、それは新聞の報ずるところでございます。大臣はこの問題につきましては、閣議の決定に従うようになっておりますので、大臣としての方針は、現在のところはきまつてないかと私は信じております。また、運輸省としては、そういう現状でございます。

○政府委員(菅太郎君) 私鉄の輸送部門、特に鉄道の部門というのは、率直に申し上げると相当の赤字でございます。パスのほうは、これはまちまちでございます、いいところもございまして、けれども、赤字のところも相当ございまして、輸送部門は、これを総じて申し上げますならば、相当困難なものが見受けられるのでございまして、お話のように電鉄会社が付属事業において、どの程度の利益を得ているかということ、これは必ずしもはっきりいたしません。

が、そういう面の考慮も払わなければならぬと思ふので、なかなか、どの程度に、今日私鉄会社が赤字であるかという判定がむずかしいのでございますが、しかし、それを含まれても、経営が楽なところは認められませんが、ことに久しい間改修とかサービスの改善、あるいは設備の増強等も怠っておりません。ことに先年の人件費の増加がございまして、その影響で、いろいろな経営の改善が立ちどまりの状況でございますので、そういうものも勘案いたしますと、これが順調に、他の国鉄が、あれだけのいろいろ改善をやつておるのに比例して、あの程度のことをこれからやるとすれば、かなりなこれは、やはり全体としても経営難じやないかと考えておるのでございます。

また、お話のように、新しい設備を全部料金の値上げでまかなうかどうかというところにつきましては、これは確かに問題ではございます。しかし、さりとて今日、この私鉄部門に相当の融資なりあるいは増資という問題を取り上げて検討しましたが、ことに大蔵当局の方面におきまして、相当の難色がございまして、なかなか融資という問題は困難な問題にぶつかるとございまして、もちろん、困難といひながら、十分考慮はしなければならぬと思ひますが、しかし、やはり相当部分は、料金値上げをもつてまかなつていくよりほかにないのじやないかと根本的には考えております。

ただ、今申しましたようにいろいろな点を考えまして、まだ結論を最終的に出さぬよう、検討しておる最中でございます。

○吉田法晴君 その検討中というのですが、どういふお見込みですか。物価の値上がり、それからその中で、公共料金の値上りの占めるウェイトというものを考えると、池田内閣不人気最大の原因が物価の値上がりで、それから公共料金の値上げ認可ということにあるだけに、このままでいっただけのおそらく日本の家庭の婦人の大半の支持を得ることは困難でしょう。これは総理に聞くことですが、ですから、看板だけは掲げなければ、実際はどうするかは、政治的な考慮のあるところだろうと思ふのですが、私鉄からの献金をあてにされれば、参議院選挙前にやる、しかし、票を大事に考えられれば、参議院選挙のあとになるという、これは選挙上の常識的な判断があるわけですが、実際的に、この再検討をしておられるようですが、その辺まじめに答えていただきたい。

これはどういふお見込みであるのか、これは経済企画庁もそうですが、運輸省からも聞きたい。

○政府委員(有馬英治君) 運輸省といひましては、特に輸送力の増強というところを、どこまでも前提としてものを考えておるのであります。さりとて、これが値上げの結果、物価が上がつてもいいというようなことは考えておりません。したがつて、できるだけ市民の生計費に支障の起らないような範囲にとどめていかなければならないという面も十分考慮いたしております。試みに、そういうことを一つの事例を置いて資料を作つたものがありますが、今、申し上げたいと思ひます。

○吉田法晴君 時間もございせんから、あとで資料で下さい。

○説明員(佐藤光夫君) 結論だけ申し上げます。生計費の中で試算いたしました、私鉄運賃の値上がりによつて、○・四〇、こういう計算になります。

○吉田法晴君 それは全体についての影響でしようけれども、子供を持つておる者、あるいは通勤をしておる者については、私鉄運賃がどれだけ上がるかによつて、大都会の市民、国民は○・四〇以上の、一〇何%という一〇%以上の値上げと今まではうわさされておる。そうすると○・四%じゃなくとも、もっと大きな影響を受ける。それから問題は、私鉄運賃が上がつたら、また次に何か上がつてくるというところで、全体の値上げムードになつて、とどまるところがない。それが物価の値上がりとして、消費者物価の全体の値上がりとして響いてくるのですから、その点は、政府全体でお考えになるべき問題だと思ふのです。いつごろになつて、とにかくその結論が出るかというところを、実はお尋ねしたので、それだけの影響があるかといふことよりも、それはまあ、あとでひとつ御答弁をお願いしたいが、もう一つ、これは時間があるから、詳しく述べた質問をするあれがないのですが、デパートとか、あるいは土地会社だとか、そういう関連事業で、あるいは投資をした会社、これは大会社であることは間違いないのだけれども、そういうところで、もうかつておるのじやないかというの、国民の一般のあれですが、最近、私鉄の建設に関連をして汚職が起り、それからこれは数年

前からの問題ですけれども、箱根の奥の何といひますか、パスの輸送に関連——バスなり芦ノ湖の船の輸送に関連をして、駿豆とそれから小田急が、この堤さんと五島さんとの間に大きなけんがある。今度の東武じやない、あれは、汚職は、西武じやなくて……。

これの背後にも、私は二つの角透があるように思ふのです。そして、あの状態を見ると、これは、同じようなところを片方が、駿豆が小田原まで乗り入れたから、そこで何といひますか、五島さんのほう、東横系ですが、乗り入れていると、こういうことで、その間に使われた費用というものも相当のものじやないかと思ふのですが、数年来、私どものところに、双方からたくさんのかく資料が来ている、あるいは雑誌も来ている。これは、宣伝戦だろふと思うのだけれども相当の金が使われておる。これは二重投資というか、同じようなコースです。同じようなコースですから、これは二重投資であらうと思ふのですが、それは付近のとにかく土地の値上がりもあるかもしれせん。

そういう意味で、関連事業の関係もあれしなればならぬのですが、国家的には大きなむだをし、二重投資をやつても、そのパスの乗り入れと、あるいは船のことだけで、あれだけの力をもつておる。しかも許可については、専用道路の乗り入れについても、運輸省は許可をしておる。そうすると、運輸省も、あるいは堤さんや五島さんの前には、ほとんど無力に等しい、これを調整することもできないほどの力を持つておる。政治力も持つて

おるでしょうが、財力も持つておる。それだけの力を持つておる私鉄に、国民の負担で一〇%以上もの値上げをして、そうして輸送力の増強にあれしな

○政府委員(有馬英治君)　ばくとした感情から申しますと、そういうこともあるかと存じますし、ときどき私も、十分聞いております。

しかし運輸省は所管の立場から正確に検討をしていかなければならない立場であるし、實際資料を揃えて検討しておりますが、大部分の場合は、別会社になっておるわけでございまして、しかも、その別会社の監督は運輸省にない場合が多いわけでございまして、運輸省といたしましては、単に輸送関係のほうだけを監督するというような状況でございしますが、一般的に申し

言うべきじゃないと思つたけれども言
わなければなりません、あの汚職の
起こつたあれについても、これは是非
は最後の裁判を待たなければなりませ
んけれども、しかし運輸大臣であつた
人が、その汚職に関係をされた。ある
いは疑いを持たれるようなことがあつ
た。しかも箱根のあれを引きましたけ
れども。

○委員長(武藤常介君)　ちよつと速記
とめて。

〔速記中止〕

○委員長(武藤常介君)　速記をして下
さい。

次回は、二十二日午前十時より開会いたします。

本日は、これにて散会いたします。

午後五時十二分散会

三月十六日本委員会に左の案件を付託された。

- 一、中小企業基本法制定促進に関する請願(第一九六一号)
- 一、商店街振興法制定に関する請願(第一九六二号)
- 一、福岡県山田市に合理化事業団所 有の硬山払下げに関する請願(第一〇二一九号)

請願者 東京都港区芝田村町一
ノ五藤田ビル六階電磁
器協会内 福田克美
紹介議員 青柳 秀夫君

池田内閣によつて貿易為替の自由化が
拡大され、経済成長政策が進むにつれ
て、中小企業は、金融の困難及び労働
力の不足に直面し、大企業との格差を
是正するどころか相対的には、むしろ
大幅に低下するおそれにさらされてい
る。また政府の中小企業対策が、その
時々々の思いつきのまま実施されてい
るため、総体としての一貫性を欠き、互
に交錯し、中小企業独自の機能を十分

○吉田法晴君 問題は、総合物価対策が実際に実効を上げるかどうかという問題に關連をして、政府のとにかく勇氣を求めているところですから、運輸会社の利益と、それからその力は、これ

一、公共料金等引下げに関する請願
 (第一〇三〇号) (第一〇三一号)
 (第一〇三二号) (第一〇三三号)
 (第一〇七一号) (第一〇七二号)
 (第一〇七三号) (第一〇七四号)

に発揮し得ない実情であるから、この際、中小企業者に目標を与え、政府の中小企業対策が完全に効果をあげるため、今国会で中小企業基本法を制定せられたい。なお、本法については、中

は世間的に評価をしております。例は悪かったけれども、言葉は悪かったけれども、私鉄会社の力と運輸省の力と、どっちが強いかわからないと考えるほどの力を持つておる。運輸会社の、

〔第二〇七五号〕〔第二〇七六号〕
〔第二〇七七号〕〔第二〇七八号〕
〔第二〇九五号〕〔第二〇九六号〕
〔第二〇九七号〕〔第二〇九八号〕
〔第二〇九九号〕〔第二一三八号〕

小企業政策の憲法的存在となし、その基本方針にもとづき、(一)中小企業の合理的な自立と発展をはかるため、開発計画を立て、生産分野を調整し、規模を適正化し、流通機構を合理化し、

私鉄の利益を守るか、国民の利益を守るか、こういう関頭に立たされているわけでありますから、物価総合対策、その中で公共料金については、政府が責任を持って、直接責任を持っている

- （第二三九号）（第二四〇号）
- （第二四一号）（第二四二号）
- 一、石油輸入自由化対策に関する請願（第二〇七〇号）
- 願（第二〇七〇号）
- 一、石炭政策転換に関する請願（第

市場の開拓拡大を助け、資金の供給を円滑にし、企業の活動力を強化すると、(二)中小企業の近代化と生産性の向上のために、設備の更新、近代化資金の確保、技能訓練、労働関係の改革

わけですから、その政府の総合物価対策の中で盛られた、あるいは公共料金について最大限押さえていきたいという方針は堅持せらるるように要望をいたしました、こまかい質問は他日に譲

二〇九二号) (第二〇九三号)
 一、物価値上げ反対等に関する請願
 (第二〇九四号)
 一、商店街振興法制定に関する請願
 (第二三〇号) (第二三七号)

等科学的經營を推進し、税負担の合理化をはかること、(三)中小企業の公正で協同的な経済關係を確保するため、に、不公正な取引や競争を規制し、健全な企業の共同化及び集団化を助け、

ります。

○委員長(武藤常介君) 他に御質問はありませんか——他は御発言がなければ、本案の質疑は、本日はこの程度にとどめます。

（第二六二号）

第一九六一号 昭和三十七年三月
三日受理

中小企業基本法制定促進に関する請願

下請関係、企業系列関係を正常化すること等の施策を総合的に講ずるものとせられたいとの請願。

三日受理

商店街振興法制定に関する請願(二通)

請願者 大阪府和泉市府中町和泉市商店連合会内 小柴博愛外一名

紹介議員 大川 光三君

配給流通機能の向上に資するという大きな社会的、公共的使命を果たすため、(一)商店街、商店集団は法人とし、都道府県地方自治体及び全国を地区とする商店街連合会を設立しこの法制化をはかる、(二)消費者、利用者の利用便宜のための共同施設の整備改善、従業員のための福利厚生施設の設置拡充、資金の借入、貸付、補助金の受入れ、貸付、補助金の受入宣伝、販売促進等の共同事業等を行なう、(三)商店街及び商店集団が行なう共同施設についての事業を促進するため、政府地方公共団体の出資による商店街金庫を設立し資金の貸付けを行なう、(四)百貨店、スーパーマーケット、生活協同組合購買会等の業者が商店街又は商店集団の地域に新たに店舗を設立しようとする場合は商店街の同意を必要とする、(五)通商産業省に商店街審議会を設置し商店街振興法の施行に関する重要事項を審議する、等の諸点を骨子とした商店街振興法を制定せられたいとの請願。

第二〇二九号

昭和三十七年三月五日受理

福岡県山田市に合理化事業団所有の硬山払下げに関する請願

請願者 福岡県山田市長 松岡 十郎

紹介議員 吉田 法晴君

福岡県山田市の行財政は、最近の「エ

ネルギー革命」、「石炭鉱業合理化臨時措置法」の施行に伴い、極度にひつ迫し、まさに危機に直面している実情にあり、市自体としても、これが事態の対処にあらゆる諸策を講じているが、立地条件に恵まれない本市の新産業開発は、きわめて困難な状態にある。幸いにも、石炭探掘とともに地上にたい積されている硬山には、耐火度三十五番たい積量五十万トンという優秀なものもあるので、これを利用して、よう業及びシャモット工業の振興を図り、失業者の救済並びに新産業の開発の一助としたいから、石炭鉱業合理化臨時措置法によつて買い上げられた硬山を本市に無償で払い下げられたいとの請願。

第二〇三〇号

昭和三十七年三月五日受理

公共料金等引下げに関する請願

請願者 福島市方木柳原二八香野利雄外三千八百八十五名

紹介議員 中村 順造君

物価の値上がりブームは、国鉄運賃の値上げをはじめとする「公共料金の値上げ」が原因であり、国民へのサービスを忘れてはならない公共事業が先頭きつて値上げムードをかきたてたのである。しかるに、最近のこれらの公共事業は、国鉄で年間三百億、電々公社で千六億、専売公社で二千五百七億円という、ばく大な黒字が見込まれており、もうけるための値上げは、筋が通らないばかりか、それがまた諸物価をつりあげているから、政府は、すみやかに、公共料金をはじめ諸物価の値上げをおさえ、むしろこれを引

き下げる政策を講ぜられたいとの請願。

第二〇三一号

昭和三十七年三月五日受理

公共料金等引下げに関する請願

請願者 奈良市西大寺町 中畑 忠夫外五千名

紹介議員 永岡 光治君

この請願の趣旨は、第二〇三〇号と同じである。

第二〇三二号

昭和三十七年三月五日受理

公共料金等引下げに関する請願

請願者 奈良県吉野郡野迫川村 池津川 林和房外五千七百十八名

紹介議員 安田 敏雄君

この請願の趣旨は、第二〇三〇号と同じである。

第二〇三三号

昭和三十七年三月五日受理

公共料金等引下げに関する請願

請願者 宮城県仙台市長町西浦 三二五 今野光男外七千百十五名

紹介議員 鈴木 壽君

この請願の趣旨は、第二〇三〇号と同じである。

この請願の趣旨は、第二〇三〇号と同じである。

第二〇三二号

昭和三十七年三月六日受理

公共料金等引下げに関する請願

請願者 山口県長門市東深川 一、二九〇 林義高外三千七百九十三名

紹介議員 近藤 信一君

この請願の趣旨は、第二〇三〇号と同じである。

第二〇七三三号

昭和三十七年三月六日受理

公共料金等引下げに関する請願

請願者 山梨県北巨摩郡長坂町 下条一、一五七 相吉 一郎外四千八百七十四名

紹介議員 鈴木 強君

この請願の趣旨は、第二〇三〇号と同じである。

第二〇七四号

昭和三十七年三月六日受理

公共料金等引下げに関する請願

請願者 福島県石城郡四ツ倉町 本町二九二 佐藤政勝 外五千百十二名

紹介議員 藤原 道子君

この請願の趣旨は、第二〇三〇号と同じである。

この請願の趣旨は、第二〇三〇号と同じである。

第二〇七六号

昭和三十七年三月六日受理

公共料金等引下げに関する請願

請願者 東京都杉並区上高井戸 五ノ一、〇三五 渡部 国次外六千二百六十六名

紹介議員 野上 元君

この請願の趣旨は、第二〇三〇号と同じである。

第二〇七七号

昭和三十七年三月六日受理

公共料金等引下げに関する請願

請願者 福島県信夫郡信夫村大字成川久保 加藤孝外七千八百三十五名

紹介議員 大倉 精一君

この請願の趣旨は、第二〇三〇号と同じである。

第二〇七八号

昭和三十七年三月六日受理

公共料金等引下げに関する請願

請願者 京都市下京区中堂寺命婦町一全専売労働組合 京都地方部内杉江紀一 外七千二百八十三名

紹介議員 野坂 参三君

この請願の趣旨は、第二〇三〇号と同じである。

百二十三名

第二〇九五号

昭和三十七年三月七日受理

公共料金等引下げに関する請願

請願者 山梨県甲府市三日町二 四 芦沢勝蔵外六千三百

紹介議員 野上 元君

この請願の趣旨は、第二〇三〇号と同じである。

第二〇九五号

昭和三十七年三月七日受理

公共料金等引下げに関する請願

請願者 山梨県甲府市三日町二 四 芦沢勝蔵外六千三百

紹介議員 野上 元君

この請願の趣旨は、第二〇三〇号と同じである。

公共料金等引下げに関する請願

請願者 神奈川県中郡二宮町二宮一五六 石塚恵己外八百六十四名

紹介議員 清澤 俊英君

この請願の趣旨は、第二〇三〇号と同じである。

第二〇九六号 昭和三十七年三月七日受理

公共料金等引下げに関する請願

請願者 福島県安積郡安積町笹川 佐藤長男外千四百八十一名

紹介議員 平林 剛君

この請願の趣旨は、第二〇三〇号と同じである。

第二〇九七号 昭和三十七年三月七日受理

公共料金等引下げに関する請願

請願者 宮城県仙台市田子字町一二六 遠藤幸三郎外千八百三十五名

紹介議員 久保 等君

この請願の趣旨は、第二〇三〇号と同じである。

第二〇九八号 昭和三十七年三月七日受理

公共料金等引下げに関する請願

請願者 愛知県葉栗郡木曾川町五藤和入外四千八十八名

紹介議員 中村 順造君

この請願の趣旨は、第二〇三〇号と同じである。

第二〇九九号 昭和三十七年三月

七日受理

公共料金等引下げに関する請願

請願者 山口県長門市仙崎鍛冶屋町 梶山利一外五千九百十四名

紹介議員 横川 正市君

この請願の趣旨は、第二〇三〇号と同じである。

第二一三八号 昭和三十七年三月八日受理

公共料金等引下げに関する請願

請願者 岡山市下中野五四四ノ四 井上哲外三万九千三百五十四名

紹介議員 江田 三郎君

この請願の趣旨は、第二〇三〇号と同じである。

第二一三九号 昭和三十七年三月八日受理

公共料金等引下げに関する請願

請願者 広島県庄原市川北町二八六 倉石等外二万九千三百五十四名

紹介議員 藤田 進君

この請願の趣旨は、第二〇三〇号と同じである。

第二一四〇号 昭和三十七年三月八日受理

公共料金等引下げに関する請願

請願者 島根県江津市郷田山陽パルプ社宅 久保田美智子外一万六千二百二十四名

紹介議員 成瀬 幡治君

この請願の趣旨は、第二〇三〇号と同じである。

第二一四一号 昭和三十七年三月

八日受理

公共料金等引下げに関する請願

請願者 奈良県吉野郡大塔村辻堂三八三 小西孝文外七千三百五十四名

紹介議員 戸叶 武君

この請願の趣旨は、第二〇三〇号と同じである。

第二一四二号 昭和三十七年三月八日受理

公共料金等引下げに関する請願

請願者 札幌市琴似町宮ノ下二二三 伊藤俊夫外五万九千八百二十四名

紹介議員 大矢 正君

この請願の趣旨は、第二〇三〇号と同じである。

第二一七〇号 昭和三十七年三月六日受理

石油輸入自由化対策に関する請願

請願者 東京都港区赤坂田町七ノ三石油鉱業連盟内三村起一

紹介議員 森中 守義君

エネルギー事情の大勢は最近大きな転換期に直面し、石炭にかわって石油の比重が飛躍的に増大しつつあり、石油産業の国民経済におよぼす影響は決定的となつてゐる。政府は、石油輸入の自由化実施を昭和三十七年十月に予定しているが、これに対処する施策が当を得るか否かによつて、わが国石油産業は重大なる影響を受けることになるから、石油輸入の自由化に当つては、欧米諸国に見られるような確固たる政策が樹立されるよう、(一)国産原油の育成保護、(二)石油業法の制定、(三)

原油買取機関(特殊法人)の設置等について特段の考慮をほらわれないとの請願。

第二〇九二号 昭和三十七年三月七日受理

石炭政策転換に関する請願

請願者 北海道空知郡上砂川町奥沢 八ッ橋映二外三百八十五名

紹介議員 大矢 正君

第三十九回国会の「石炭産業危機打開に関する決議」に基づき、今国会において、(一)拡大生産方式を基調として、鉱区調整に基づく大型炭鉱の開発と採炭機構の近代化のための具体的計画の樹立とその実施を推進すること、(二)炭鉱労働者の雇用について、急激な人員削減方式を改め、やむおえない者に限り段階的に安定職場への計画的転換を行なうこと、この場合、必要な住宅の確保、雇用奨励金の増額、訓練所の充実、訓練期間の延長、訓練諸手当の増額、就職待機手当の支給期間延長等の施策を完全に講ずること、(三)組夫、臨時夫制度を改廃し、本鉱員に切替えること、(四)労働条件切下げを目的とした第二会社化、租鉱権炭鉱化を廃止すること、(五)炭鉱最低賃金を一万二千元とすること、等の実現を期せられたいとの請願。

第二〇九三号 昭和三十七年三月七日受理

石炭政策転換に関する請願

請願者 北海道宗谷郡猿払村宇小石 堀合亘外四百三十五名

紹介議員 大河原 次君

この請願の趣旨は、第二〇九二号と同じである。

第二〇九四号 昭和三十七年三月七日受理

物価値上げ反対等に関する請願

請願者 東京都北区袋町一ノ七七九桐ヶ丘団地N五ノ五二二 丸田美代子外五千二百八十八名

紹介議員 田中 一君

池田首相は「経済のことは私に任せなさい。必ず所得を増加させます。私はうそを申しません」といったが、現在、生活は所得倍増どころか、公共料金、食品等の激しい値上がりで物価倍増に打ちひしがれているから、(一)政府の高物価政策をやめること、(二)公共料金、管理価格等独占的に価格をつり上げる政策を中止すること、このため、各種の法的措置を明らかにすること、(三)生産流通機構を抜本的に整備し生産性の向上に即して物価を引下げ、所得を引上げること、(四)間接税(特に物品税、消費税)を引下げ、末端小売価格に明確に反映させること、(五)公正取引委員会の物価に対する権限を現行法上に強化すること等の施策を強力に推進せられたいとの請願。

第二一三〇号 昭和三十七年三月八日受理

商店街振興法制定に関する請願

請願者 新潟県新潟市三ノ丁一、一〇八新津商店街協同組合連合会理事長石月新太郎

紹介議員 佐藤 芳男君

この請願の趣旨は、第一九六二号と同じである。

である。

第二二三七号 昭和三十七年三月

八日受理

商店街振興法制定に関する請願

請願者 滋賀県彦根市餅指町一

四彦根商工会議所内彦

根商店街連盟内 西川

庄五郎

紹介議員 村上 義一君

この請願の趣旨は、第一九六二号と同じである。

第二二六二号 昭和三十七年三月

八日受理

商店街振興法制定に関する請願

請願者 鳥取市本町三ノ二鳥取

県商店街連合会内 鳥

越若二

紹介議員 仲原 善一君

この請願の趣旨は、第一九六二号と同じである。

昭和三十七年三月二十七日印刷

昭和三十七年三月二十八日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局